

---

平成27年 第5回(定例)木城町議会会議録(第2日)

平成27年9月7日(月曜日)

---

議事日程(第2号)

平成27年9月7日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 散会

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 散会

---

出席議員(10名)

1番 眞鍋 博君	2番 神田 直人君
3番 中武 良雄君	5番 黒木 泰三君
6番 堀田 廣幸君	7番 淵上 三月君
8番 原 博君	9番 山田 秋吉君
10番 内田 重則君	11番 後藤 和実君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 淵上 達也君 議事調査係長 廣瀬 孝一君  
書記 稲田 宏美君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	半渡 英俊君	副町長 .....	横田 学君
教育長 .....	中竹 聖子君	総務課長 .....	中村 宏規君
財政課長 .....	石井 雄二君	会計管理者 .....	伊藤 章君

まちづくり推進課長	萩原 一也君	環境整備課長	河野 浩俊君
教育課長	中井 諒二君	税務課長	津江 邦彦君
福祉保健課長	小野 浩司君	町民課長	吉岡 信明君
産業振興課長	押川 道彦君	監査委員	桑原 正憲君

---

午前9時00分開議

○事務局長（**淵上 達也君**） 皆様、おはようございます。議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

また、本日は、傍聴席の皆様にはアンケートを準備しております。ご意見・ご感想などをお聞かせいただきたいと思います。お帰りの際は、傍聴席入り口の回収箱に投函ください。あわせてご協力をお願いいたします。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（**後藤 和実**） おはようございます。早朝より、議会傍聴にご来場いただきありがとうございます。傍聴に当たりまして、議事進行の妨げとなる私語については慎んでいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日は、8名の議員が一般質問を行います。質問方式については、一問一答式及び一括式により行われ、一問一答式の場合は議員の発言時間を30分以内としております。各議員の質問事項につきましては、お配りしております資料をごらんください。

また、本日は議会広報のため、議場内で質問者、答弁者、傍聴席の写真撮影を行いますのでご了承ください。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（**後藤 和実**） 日程第1、一般質問を行います。

これから通告順に登壇の上、質問を許します。

まず、1番、2番の質問事項については、一問一答式により、7番、**淵上三月君**の登壇、質問を許します。**淵上三月君**。

○議員（**7番 淵上 三月君**） おはようございます。よろしくお願いいたします。

まず、平成27年度施政方針についてお尋ねします。施政方針中の高齢者福祉についての考えをお聞かせください。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） それでは、お答えをいたします。

平成27年度から平成29年度までを対象にいたしました第6期の高齢者福祉計画、介護保険事業計画が策定をされております。

その理念は、住みなれた木城の町で生き生きと安心・安全、健康に触れ合い、安らぎと思いを育み、活動的で生きがいに満ちた人づくり、みんなで支え合う共生のまちづくりというものがああります。

この理念を基本といたしまして、現在実施をしております高齢者福祉事業を始めとした、きめ細やかなサービスの提供によりまして、地域で自立した日常生活が継続的に送れる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上が高齢者福祉の考え方でございます。

○議長（後藤 和実） 渚上三月君。

○議員（7番 渚上 三月君） ただいま今後の方向性についてを含めてお答えいただいたと思いますけれども、もう少し詳しく高齢者福祉についての今後の方向性をお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） ご案内のとおり、もう高齢化率が33%を超えまして、3人に1人が65歳以上の状況になっております。そういうことで、ひとり暮らしでありますとか高齢者夫婦世帯の増加、また認知症、高齢者の増加が見込まれております。さらには、よく言われますけれども、10年後であります団塊の世代が75歳を迎えるということで、地域全体で支えていくという地域包括システム、ケアシステムの構築が迫られているところであります。

それを受けまして、政務報告でもご報告させていただきましたが、6月に地域包括ケア会議を開催をしたところであります。そこで具体的な事業等を進めていくことになろうかと思ひます。いわゆる、みんなが生涯現役社会を目指すというのが基本的なコンセプトでありますので、そういうことで積極的に進めていきたいと思ひております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 渚上三月君。

○議員（7番 渚上 三月君） ただいまのお話の中にもありましたように、本町の高齢化率は33%を超えており、3人に1人が65歳以上という現状です。一口に高齢者といひましても、年代だけではひとくくりにはできないくらい、いろいろな方がいらっしやいます。高齢者でもとても元気で、周りの人のためや地域のために役に立てる方がたくさんいらっしやいます。一つの考え方として、行政に何をしてもらおうかではなく、自分たちがみんなで力を合わせて何かできない

かという発想が必要な社会情勢なのではないでしょうか。

民間が自発的にやろうとすることに行政が手助けする、あるいは行政のやろうとすることに民間が応えて協力するという姿が、本来の自治体のあり方なのではないかと考えます。介護予防の推進事業のモデル事業について、お聞かせください。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 介護予防の推進モデル事業についてのお尋ねであります。このことにつきましては、国が昨年度から実施をしています地域づくりによります介護予防推進支援事業というものがあまして、今年度県内から5つの市町村が指定を受けておりまして、木城町も、そのうちの5つのうちの1つでありまして、10月から取り組む予定にしております。

事業内容等につきましては、国から派遣をしていただきますアドバイザーの助言、指導を受けながら、県と市町村が一体になって取り組むものでありまして、詳しい詳細につきましては担当課長のほうから答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤 和実） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） ただいまの介護予防推進事業のモデル事業の件であります、ただいま町長のほうから答弁をいたしましたように、ことし県内5市町村が指定を受けまして、木城町でも10月から実施をする予定にしております。

内容としましては、国のほうから派遣されますアドバイザーの方の指導によりまして、内容的にはモデルの地域、公民館単位になるかと思っておりますが、地域市町村の介護予防に係る健康教室であつたり等を立ち上げるということと、それに伴います事業の実施をモデル的に今年度実施をすると。最終的には継続的にそういった事業を展開する上で、育成者、指導に当たられる町民の中の育成までをするという目的で国のほうから指定を受けておりますので、10月以降適宜それに向けての準備と、教室のほうの開催を計画をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 渕上三月君。

○議員（7番 渕上 三月君） 7番。その事業は、最初そのモデル事業をやって、後々には全町にそれを広げたいという目的の事業になるわけですね、継続的に。

○議長（後藤 和実） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 福祉保健課長。事業の実施の継続性につきましては、今年度はできればある程度公民館単位の実施になりますので、こちらのほうからご要望等ご意見をお伺いして、実施可能なところでモデル的に実施をさせていただきますが、言われますように最終的にはできる限り町内を全域網羅した形で、そういった健康教室であつたり、介護予防につながる運動機能、食事、栄養、そういったところまで最終的には実施できるという流れをつくりたいとい

うふうに考えております。

○議長（後藤 和実） 渕上三月君。

○議員（7番 渕上 三月君） 7番。そういうきめ細かいサービスをしていただくと大変助かると思いますので、ぜひ全町にそういう事業が拡大していきますように、しかも継続して行われますようによろしくをお願いします。

次に、高齢者の多くの方々の願いは、なるべく元気で子供に迷惑をかけず、1人にもなっても自立して生活したい、なるべく施設に入らないで住みなれた我が家で最後まで過ごしたいというのがほとんどです。少しずつ体が不自由になり、今までできていたことが1人でできなくなっても、ちょっとした誰かの助けがあれば、十分にひとり暮らしは可能だと思います。

周囲の元気な人々が、ちょっと困っている人を助けるシステムづくりをする必要があると考えます。そのためには、まず生活支援のサポーターを育成する必要があると思います。元気な高齢者による支援の担い手育成についてお聞きします。サポーター育成のセミナーを開催するお考えはありませんか。

○議長（後藤 和実） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 介護予防に係るサポーターの育成の件であります。先ほど町長のほうの答弁にもありましたように、今回の介護保険の改正の大きな柱が地域ケアシステムの構築ということになります。その中に生活支援サービスの充実ということが上げられております。その生活支援サービスの充実という中身につきましては、高齢者の自立支援は当然であります。孤立防止、介護予防、健康づくりといったさまざまな生活課題に対応するということになってくるかと思えます。

こちらに係るサービスの提供される育成者につきましては、現段階でも年齢には関係なく町民の自発的な参加によりまして、その生活支援の担い手を育成するという考え方になろうかと思えます。もちろん、その育成された方のサービス内容につきましても、地域サロンであったり、見守り、安否確認、あとは生活支援に係る買い物、それに介護をされております家族者の支援、そういったものが含まれるかと思えます。

ご質問にありますように、元気な高齢者の担い手の育成につきましてでございますが、現在県において今年度から老人クラブを中心ということになりますが、シルバーリーダー育成事業というのが始まっております。これは新たな取り組みということで、今後介護保険におきます地域支援事業の一環として、今年度その育成事業が始まっております。そういった始まったばかりの段階でありますので、こういった担い手育成に係る研修会を本町独自で開催するという予定については、現段階予定はございません。

○議長（後藤 和実） 渕上三月君。

○議員（7番 淵上 三月君） 7番。県のそのシルバー人材育成事業が今年度から始まったということですね。今後、本町でも具体的にそういう育成をする必要があると思いますけれども、今年度は無理でも今後取り組む予定はありませんか、可能性はありませんか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 先ほど申し上げましたが、団塊の世代、いわゆる10年後、65歳の人が75歳になるわけですが、ある意味では第1次ベビーブームの方々でありますので、また今の高齢者の方々とはまた違った視点での新しい価値観を持った地域づくりを担うことを、私は期待をしたいと思いますし、そういった意味でも、特に団塊の世代が地域活動を支える人材として、あるいは高齢者活躍できる支援をして、積極的な社会参加がされるように、そういった手だてとか支援は検討していきたいなと思っております。

それから、先ほど淵上議員がおっしゃいましたが、やはり自発的といいますか自主的な取り組み、やっぱり必要ななと思っております。5月に老人クラブ連合会の総会が開催をされたところでありますが、その中で早速老人クラブの会長さんは、支えられる老人じゃなくて支える、自分たちでも支えていきたいと思いますというようなお話をされたところであります。

そういった意味でも、高齢者の方々もやはり自分のこととして、自主的、自発的な取り組みをしていこうという意識を、今そういった気持ちが起こってきているのではないかなと思っておりますので、しっかりと支援を。先ほど言いましたように生涯現役社会に向けて取り組みをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 淵上三月君。

○議員（7番 淵上 三月君） 7番。ぜひ団塊の世代と一緒にどンドン年をとって行って、高齢者がふえているわけですが、それを負の面として考えずにプラス志向で、ぜひそういう人々たちを活用して、いいまちづくりができればいいなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それから、高齢者とかかわる際の一般常識や、高齢者の心理や認知症についての認知症サポーターの講習を受けた人はたくさんいますけれども、ただ1回限りの講習ではなくて、例えば年間を通じて数回の養成講座を計画されて、多くの人が自分の周りにいるちょっと困った人のために手助けできるように育成していただきたいと思っております。ぜひこの育成事業には、県が取り組んでいるというばかりでなくて、本町でもぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

国は盛んに在宅介護を叫んでいます。ある程度は地域で何とかしなさいと言っていることだと思います。本町では多くの女性たちが地域力で自分たちの老後を豊かで楽しいものにしたいと願

い、まだ元気で動ける間は先に年老いて弱ってしまった周りの人々のために役立つ存在でありたいと考えています。それを実現させるための生活支援のシステムづくりをする必要があると思いますが、これは本当に必要だと思いますが、民間でそうしたシステムをつくり、運営することについての見解をお聞かせください。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） いわゆる今国が、おっしゃったように在宅介護を進めているわけですが、現実問題としてはなかなか在宅介護も厳しいものがあります。私は選挙公約の中の1つに、在宅介護支援と、それからあわせて入居されてる方々、入居者支援の負担軽減を掲げておりますので、そういった部分で在宅介護支援と施設入居者の負担軽減という分野で、任期中に検討させて、ぜひ取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 渕上三月君。

○議員（7番 渕上 三月君） 7番。国の方針として、施設をつくるという方向にはもう、これ以上ふやすという方向にはもう目が向いていないと思いますね。

そして、介護支援の認定を受けるというのも、年々厳しくなっているのが現状だと思います。それで、かなり生活面で不自由で、どこかの施設に入りたいんだけど、なかなか受け入れ先が見つからない。かなり以前であれば、もう当然施設に入れていたはずの人でも、今から先はもうどうしても在宅で過ごさないといけないということになっていくのが、もう本当に現実だと思います。

それで、在宅で過ごすために、なるべく不自由のない生活が送れるように、民間の中である1つの生活支援のシステムをつくり上げて、そしていわゆる人材を派遣する、シルバー人材センターのようなことですが、それが生活支援に限定された。日常生活にちょっと困ったことを手助けするというシステムづくりをぜひ立ち上げる必要があると思いますけれども、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） そういったことも含めまして、先ほどから申し上げてます包括地域ケア会議の中で、そういった介護予防と健康づくり、あるいは高齢者の生活支援サービスなど、その中で議論をしてまとめていきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 渕上三月君。

○議員（7番 渕上 三月君） ぜひお年寄り、みんな年をとっていくわけですが、安心して年をとっていただけるように、そういうまちづくりをしていただきたいと思います。

今後団塊の世代が75歳になる2025年に向けて、町民がお互いに支え合いながら助けあって生活していく必要に迫られると思います。木城町に住んで本当によかったと心から思える、高齢者になっても人が大事にされて、安心して生活できる町にぜひしていただきたいし、そのために必要な協力は惜しまない町民であると思っています。

自分たちの町を自分たちで、自分たちの老後を自分たちで豊かなものにしていけるように、行政と町民が心を1つにしていけるように願っていますので、よろしくをお願いします。

続きまして、防災対策についてお尋ねします。自主防災組織の設立支援とありますが、これはどういった内容でしょうか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 木城町には、木城町自主防災組織推進要綱というのが定められておりまして、その中で自主防災組織に対して支援手だてが講じられていますので、それに基づいて支援をしていきたいと思っております。

詳細につきましてお尋ねであれば、担当課長のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。以上です。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 自主防災組織で定めるものにつきましては、公民館地区単位で、全体の自主防災にかかるもの、例えば避難支援でありますとか炊き出しでありますとか、そういった地区で、こういったことをやっていこうというものを決めまして、組織を立ち上げる際に、公民館単位、1団体当たり20万円、それを今年度につきましては2館、合計40万円を予算としているものであります。

○議長（後藤 和実） 渕上三月君。

○議員（7番 渕上 三月君） 防災士ネットワークもその中に入りますか。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 自主防災に係る団体等については、この中に含めていきたいと考えております。

○議長（後藤 和実） 渕上三月君。

○議員（7番 渕上 三月君） 町の消防団の中に女性が1名所属しておられると思います。出初め式のときに行進されているのを見かけますが、活動の状況はいかがでしょうか。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） ただいま消防団に1名の方が入団されておられます。その方につきましては、啓発関係について取り組んでいただいております。

それから、あといろいろな町の行事がございます。操法大会でありますとか出初めであります



とか、そのときに今後はアナウンサーとか、そういった司会進行でありますとか、そういったものに尽力していただきたいと考えております。

○議長（後藤 和実） 渕上三月君。

○議員（7番 渕上 三月君） 本町にはボランティア連絡協議会というのがあり、更生保護女性会、レクダンスクラブ、民生委員・児童委員協議会、手話サークルもくもく、JAかまど会、赤十字奉仕団、女性防火クラブ、老人クラブ連合会、読み聞かせ虹の会等の9団体と個人会員で、会員総数が167名で結成されています。

女性防火クラブは、以前は比木地区の女性で結成されていましたが、現在はこのボランティア連絡協議会の理事と有志によって構成されています。東児湯少年女性防火委員会の所属で、事務局は東児湯消防組合です。全国組織だと聞いております。

せっかく存在しているこの女性防火クラブを育成し、活用してはどうでしょうか。消防団に1人しかいない女性の団員と、この女性防火クラブの女性たちとをうまく連動させて、自主防災組織として育てていくということはできないのでしょうか。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 今現在定めております自主防災組織と申しますのは、あくまでも公民館を単位としまして考えております。ただ、今渕上議員がおっしゃられますように、女性防火クラブというのが東児湯消防が事務局の中にある活動がされておられます。これも非常に防災意識あるいは防火意識の高揚を図る上では大変有意義な組織であると考えておりますので、今後何らかの形で、もし新たにそういう全体的な防災組織としていくようであれば、検討していきたいと考えております。

○議長（後藤 和実） 渕上三月君。

○議員（7番 渕上 三月君） ぜひ、そういう前進的な考え方で有効に活用していただきたいと思います。

次に、地方創生の取り組みについてお尋ねします。本町はどのような方向で考えておられますか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 地方創生の取り組みについてであります。国のほうが、まち・ひと・しごと創生総合戦略、それから長期ビジョンを踏まえて示しておりますので、木城町におきましてもこのことを踏まえて木城町版の人口ビジョン、それから総合戦略に向けて、今鋭意作業を進めているところであります。それによって進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 渕上三月君。

○議員（7番 瀧上 三月君） 国が策定した総合戦略の中に、若い世代の結婚、出産、子育て支援というのがありますが、このことについてのお考えをお聞かせください。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） まずは、私たちは行政あるいは事務事業を進める上で、やっぱり人口、人の数というのが一番大きなウエートを占めております。といいますのも、地域活力の源泉でありまして、また木城町の持続的な発展のためには、まず人口を増やすと、木城に住んでいただきたいあるいは住んでみたい、住み続けると思ってもらえる方々を1人でもふやすという、そういった環境づくりに取り組むことが肝要であると思っております、なおかつ人口指数というのはご案内のように普通交付税の算定基礎にもなりますし、またよく言われます市町村合併等の一つの指数といいましょうか基準にもなったところでありますので、そういった大きな物差しの一つであるという認識をしていますので、いわゆる人口を増やしていくという手だては今後も継続して続けていきたいと思っております。

その中で、若い世代の結婚、出産、子育て支援というお尋ねであります、当然のことながらそういった若い世代の結婚、出産、子育て支援の希望をかなえることは、まさしくこの人口減少を克服する一つの手だてと思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 瀧上三月君。

○議員（7番 瀧上 三月君） 県のこども政策課の事業に、みやざき結婚サポート事業というのがあります。27年4月8日の宮崎日日新聞に、「進む晩婚、草食化」という見出しで、この事業を取り上げた記事が掲載されました。記事によりますと、県民の結婚観や子育てに対する意識の変化を探り、少子化対策に反映させるという目的で実施された県の2014年度の意識調査の結果、5年前の前回調査と比べて、晩婚化の背景として異性との交際が苦手というのと、独身のほうが自由という答えが増加しており、草食化の傾向があるということでした。

本町でこのような意識調査を実施されたことはありますかとお聞きしようと思いましたがところに、先日アンケート調査の用紙が届きました。今回の本町のアンケート調査の結果が待たれるところですが、それをもとにしてどのようなことをされようとしているのかお聞かせください。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） ただいま行っていますアンケートについてですが、このアンケートの結果をもとに結婚や子育てに関する不安や結婚できない理由と申しましょうか、そういうところをこのアンケートの中から把握することによって、今後結婚しやすいとか、子育てしやすいとか、それをするためにどういった方策をとるべきかということ、このアンケートを

参考にしながら、よりよい子育てづくりの環境をつくるための方策づくりに結びつくようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 渕上三月君。

○議員（7番 渕上 三月君） 7番。県の14年度の意識調査によりますと、晩婚化の理由として「独身生活は自由が多いから」というのが半数以上、「結婚のメリットが感じられなくなっている」というのが31%、「異性とのつき合いが苦手」というのが15%です。しかし、未婚の人の9割がいずれは結婚したいと答えています。独身でいる理由として、「結婚したいと思う相手にめぐり会えない」が一番多くて47.6%、「異性とうまくつき合えない」というのが14.8%という結果でした。この調査結果を受けて、県では今年度会員制お見合いシステムというサポート事業を始めました。このことはご存じでしょうか。

○議長（後藤 和実） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） ただいまのご質問であります。8月19日に開設をされましたみやざき結婚サポートセンターのことだと思っておりますが、こちらにつきましても県のほうとしましては10月から延岡センター、都城センターを開設するという予定になっているというところで現在聞いております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 渕上三月君。

○議員（7番 渕上 三月君） 7番。この事業の内容は、仲人役が交際を後押しする結婚サポート事業です。民間が運営するサポートセンターを県内に3カ所設立し、結婚を希望する人がインターネット上のシステムに登録する、登録料は2年間で1万円ということです。相手の情報は登録者だけが閲覧でき、電子メールで双方が連絡して、条件がかなえばお見合いの日程を調整する、そのやりとりはサポートセンターが随時把握して、日程に合わせて愛結びサポーターという仲人役を派遣するという段取りです。

交際スタート後も仲人役が定期的に声かけし、うまく進展しない場合は間に入り、具体的なアドバイスで背中を押していくというものです。仲人役はサポートセンターが募集し養成講座を今後開くということで、愛結びサポーターへの応募を県の婦人会の会合で県の担当者から呼びかけられました。事業費の3,800万円は地方創生交付金を活用するということです。

本町では、これまでに2度お見合い大作戦を実施されましたが、今後このような取り組みをされるお考えはありますか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） あくまでも未婚者が積極的に、先ほどから問題になっていますように未

婚化でありますとか晩婚化に向けて、未婚者がしっかりとそれに向き合って積極的にかかわるといことが、まず第一かなと思っております。そういった意味で過去に、お見合いの大きなイベントをしたとこであります、それが一つのきっかけづくりといひましようか後押しになればよかつたのかなと思っておりますし、そういった意味ではやっぱり、毎年はいろいろ予算も伴いますので無理でしょうが、どこかの地点ではやはりそういった後押しをするといひましようか、きっかけづくりをすることは大切かなと思っております。

話はちょっと変わりますが、昨日も若者組、「若継同（わっけいどう）」といひますが、第3回目の「ぐる婚」をされたところでありますが、実際第1回が30名中9名の成立カップル、それから第2回目が11名のうち2組がカップルが成立してありますが、きのう行われました第3回は30名の参加で0という状況でありました。

ある意味ではやっぱり未婚者がしっかりと向き合ってもらわんと、またいかんのかなというよな思いもしてるところであります、しかし、行政としましてもできる限り県のそういった事業とも連携をとって後押しをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 渚上三月君。

○議員（7番 渚上 三月君） 7番。今朝の宮日新聞にきのうのイベントの記事が載っております、私も昨日偶然リパリスに行きましたら、何かこう受付をしてるので、これは何をしてるんですかと聞いたら、こういう婚活の第3回目があつてるんですということでしたので、それは初耳でしたので、これは3町で計画されてて、県内外から集まっていらっしゃるといことでしたので、これはとてもいいことだと思つて聞いたとこでした。

それと、もう1つ、これも宮日新聞の9月1日に載つていた記事ですけれども、これは良縁を願つて親同士が交流という記事が載つておりました。これは都城のNPO法人が企画している事業らしいですけれども、子供の婚活相談会を親同士が集まってるという事業の内容でした。

だから、今の時代は何かそういうところまでしないと結婚しないのかなと思つて、私も興味深く読んだところでしたけれども、何かこうやっぱり高齢者問題ばかりではなくて、この未婚者の問題も、放つておいてはますますそういう傾向が強くなっていくんじゃないかなと思つて、少し何か周りの人たちが手助けする必要性に迫られているんじゃないかなと思つたところでした。

定住促進事業で人口をふやすことも一つの方法だと思ひますがけれども、未婚の人たちが結婚が実現するようにサポートするといものも、人口をふやし、少子高齢化に歯どめをかける方法なのではないかと思ひます。

高鍋町でも先月キャベツ畑のひまわり祭りで、「ひまわりKON. n e 2 0 1 5」とい事業

が実施されたところでは、これは農業委員会が窓口になっておりました。ほかの自治体でも何らかの形で、こうした婚活イベントが実施されています。先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、今後やっぱり何らかの形で、本町でも取り組んでいただきたいなと思っているところです。

昨今、人と人とのかかわり合いが希薄になり、一昔前のようには人の世話を焼かなくなっています。仲人役がいなくなったことで、廃れたお見合いを復活させ、結婚相手が見つからない独身者に出会いの場を創出したいという県の事業やほかの自治体の事業、我が町でも何らかの形で取り組んでみる価値は十分にあると思いますので、ご一考いただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（後藤 和実） 7番、淵上三月君の質問が終わりました。

○議長（後藤 和実） 次に、3番、4番の質問事項については、一問一答式により、3番、中武良雄君の登壇質問を許します。中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 3番、中武良雄です。おはようございます。今日は、公営住宅と城山公園の問題を、2点ほど質問させていただきます。

まず初めに、公営住宅の1戸建ての払い下げはないのかどうかについてお聞きしますが、ただいま地方創生事業の一環として木城町がやっている、今テレビ、新聞等でも話題になっておりますが、木城町の人口が今ふえてきていると。その中でも、若い人たちがふえてきて、子供さんもふえてきていると、非常にいい状況じゃないかと思っております。それは住宅取得奨励金制度の効果、また公営住宅1戸建て建設による若い人の入居者がふえたのも多少影響しているんじゃないかと思えます。

そこで環境整備課長にお伺いしますが、現在までの1戸建て住宅の建設状況と、その住まれた方の定住率はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） 1戸建て住宅につきましては、最近建設しました建物について報告したいと思いますが、いずれも木造平屋建ての3LDKで、平成21年に向河原団地6戸、それから平成22年に8戸、23年に4戸、24年に3戸、25年に4戸、26年に3戸、計の28戸であります。

それから、定住率についてなんですけれども、現在1戸建て住宅空きはない状態でありまして、最初の方が住み続けているというので定住という意味合いで、先ほどの28戸中でいいますと20戸、退去した人も引き続き町内に新築あるいは町内転居で定住という意味合いでいいますと、先ほどの28戸中27戸、96%となっております。退去後の動向を見ますと、定住化は十分図

られているというふうを考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 中武です。非常に定住率がいいと、1戸建て住宅の効果が相当出てきているんじゃないかと思えますけども、そこでさらに聞きたいと思えますが、この1戸建て住宅の入居状況、一般の低所得者向けの住宅とは多少異なる部分があるかと思えますけども、その辺の違いのところですね、入居状況の違い。

それと、続けて建設費を、こちらのほうが土地代込みでどれぐらいになっているのか。また、入居するときには当然家族の所得ですか金額が影響するかと思えますけども、その辺の金額的なことを重ねてお願いしたいと思えます。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） まず入居のための要件ですけれども、1戸建て一般住宅につきましては、ほかの町営住宅と同様でありまして、同居親族がある者、住宅困窮である者、税使用料の滞納のない者。ここまでは町営住宅と同じなんですけども、所得制限につきましては、申し込み者世帯の月額所得が15万8,000円以上ということですが、これについては、ほかの住宅は控除要件がありまして、一般住宅のほうがより収入が低めの若者世帯でも入居しやすく設定しておるところでございます。特に定住促進を目的にしておりますので、町外者子育て世帯を優先して募集、選考しておるところでございます。

次に、建設費用、土地代込みということですが、建設年度、現場条件等によって異なるところですが、建設費用は平均すると1戸当たり1,000万円から1,200万円程度。それから土地代については、建設地がもともと町有地である場合があつて、買収事例でいいますと1戸当たりに換算すると約220万円ということでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 和実） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 3番。1,000万円から1,200万円、それにプラス土地代ということですね。非常に安くと言ったらおかしいですけども、私たちが買ったころに比べると大分安く買えてるなという気がするんですけども、それに若い人たちが結構入り込んできていらっしやるということで、非常にこの1戸建て住宅の価値があるんじゃないかと思えます。この償還年数は、1戸建てについてはありますか。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） ただいまの償還年数というのは、建設に当たっての起債を借りてるかということでお答えしますと、起債は借りておりませんので起債償還等はございません。

以上です。

○議長（後藤 和実） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） ないということですが、1戸建て住宅は、後々当然維持管理費も高くなっていくというふうには思われるんですけども、過去は古くなってくると、払い下げをした形跡もあるかと聞いております。

定住者をふやす意味から一定期間を過ぎた住宅については、払い下げをやったほうがいいんじゃないかちゅう、これは私個人の考えなんですけど、ましてその払い下げをした後に、また新しい住宅を建設するという意味からでも、そういう払い下げも視野に入れたほうがいいんじゃないかという気がしますけども、その点について町長、お聞きしたいと思います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） お尋ねの1戸建ての住宅の払い下げ等ではありますが、条件を整えば払い下げは可能だと考えております。

ただ、他の公営住宅の空き状況でありますとか、建物の老朽化の関係、それから入居者の意向、それから周辺の民間住宅等の動向を見ながら、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（後藤 和実） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 3番。もし、払い下げをするとすれば、ある程度のやっぱり期間が必要だと思うんですね。大体どれくらい過ぎれば、それが可能かをわかる範囲内でお答えください、お願いします。（「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 和実） それでは、暫時休憩します。

午前9時47分休憩

-----  
午前9時48分再開

○議長（後藤 和実） 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） 先ほどの何年計画をということのご質問でございますが、事例としましては、うちのほうで山村定住目的に石河内のほうに住宅を補助事業で建てておりますが、その事例を参考にしますと、5年以上居住した後、建設から8年経過後には払い下げが可能だというふうな事例が出ておりますので、そういったところを目安に実際に払い下げるとすれば、そういったところを目安に考えていくところだと思います。

以上です。

○議長（後藤 和実） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 3番。もし、そういうのがもう決まっているというかわかっているのであれば、これは入居者ですかね、その方については入居時に、そういった説明はできますでしょうか。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） 本来住宅を建設するとき、先ほど事例等上げました山村定住住宅とかは払い下げを前提としてつくっておりますが、そのほかの住宅につきましては払い下げを前提としておりませんので、なかなかそのあたりの検討が必要かと思えます。

以上です。

○議長（後藤 和実） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 3番。その件はそれで終わりました、現在特に椎木地区が主に建設が進んでいるように見受けられるんですけども、高城地区方面も結構いい土地がありますし、しいて言えば安全な場所でもあります。そういったことを考えて、特に過疎化がちょっと高城地区は進んでおりました若い人たちがいないと、ましてや子供さんがいないというような深刻な状況にもなっております。

その辺で、高城地区方面にもそういった1戸建て住宅の建設の考えがないかどうかを、町長のほうにお聞きしたいと思います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今おっしゃったように、これまで1戸建て住宅であります、特に川向この大字椎木地区の町有地あるいはそれに隣接する隣接地、建設が進んでおりました、逆に川こっちの大字高城地区については、そういった1戸建て住宅建設がなされていないというのが現状であります。

人口のバランスも、大字椎木地区と大字高城地区は、もう逆転を最近しております。ただ、そういった意味では、しっかりと町営住宅建設についても、やはりバランスをとるとということも大変必要なことかなと思っておりますので、しかし、そう言っても早々の建設はいろいろありますので、無理にしても今後しっかり検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 3番。よろしくお聞きしたいと思います。

それから、最後です、この件については最後なんですけれども、ちょっと今までも条件違いますが、低所得者向けの公営住宅の件でちょっと1つだけお聞きいたします。当然入居条件で1人での入居はできないことにはなっていると思いますが、母子家庭ですね、母子家庭で入居されてる方最近結構見受けられるんですが、当然母子家庭ですので、お子さんが大きくなります。大



きくなられば、当然町内か近辺か町外で遠くに就職されるとか、進学されるということになって、母子家庭のお母さんがひとり住まいになってしまうと。そういったことがあるかと思えますけども、そういったときの対応はどういうふうにされてますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） 公営住宅の場合は、入居の際に原則的には同居親族のあるものを入居させるようにしておりますが、60歳以上の方、それから障害者など単独入居が可能な場合もあります。また、公営住宅法の一部改正で、ことし3月に町条例を改正しております、一定の割合で単独入居もできることとなっておりますので、事例のような場合が発生したら、本人の事情も確認した上で、相談しながら適宜対応していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（後藤 和実） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 3番。3月に改正になったということですので、そのあたりの周知徹底をしっかりとお願いしたいと思えます。弱い立場の人に優しいやっばり政治が大事ですので、そういった方がお困りになることがないように、今後ともご配慮のほうをよろしくお聞きいたします。

続きまして、城山公園のさらなる整備の考えはないかお聞きしたいと思えます。

城山公園は、木城町のシンボリックな存在であると、私は前からずっと考えております。現在の公園を見ると、周りの立木が太って、特に下鶴方面から城山を見たときは、全く何があるかもわからないというような状況になっております。今高速道路も走りまして、あそこがきれいになれば、高速道路からもしっかりと見えるんですね。そういったことを考えると、さらなる公園化の考えがないかどうかを、町長のほうにお聞きしたいと思えます。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 城山公園の考え方ではありますが、中武議員と同じように、私も木城町のシンボリックな存在の一つであると、そういうふうに認識をしております。現在城山公園につきましては、一つの史跡公園といいますか城跡が文化財指定をされてますので、そういった制約もありながらも、史跡としての高城、城跡生かした史跡公園としての声になされてきておりますので、そこを一つのコンセプトにして公園整備を進めるべきだという思いを持っています。

以上です。

○議長（後藤 和実） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 3番。町長のほうから前向きに検討という話を聞きまして、私の後の質問が続くわけですけども、これでもう考えがなかったら、私も後質問しても意味がなかったわけですけども、引き続き質問させていただきます。

北側に前、以前に遊具がありまして、すべり台とかアスレチックみたいなのがありまして、結構あの時代は利用されてる方も多いように見受けられたんですけども、その後、何か斜面崩壊であれが撤去されたのか、今はなくなってしまってるんですけども、上のほうにすべり台4台の遊具は設置されております。ちょっと公園としては寂しい限りなんですけども、以前にあったようなアスレチック等を南側のほうに場所はあります。あのあたりに遊具を含めた子供の遊び場が設置、そういう考えがないかをお聞きしたいと思います。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 以前は南側の一段下の部分にもブランコ等の遊具を設置していたところでございますが、近年城山公園に遊びに来る子供たちも減少しておると、また危険度が高いということで、平成21年度に撤去した経緯がございますので、今のところ遊具の建設については慎重に今後検討を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤 和実） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 3番。確かに危険なものは、置くといろいろ問題がありますので、当然そういった遊具類を当然つければ、そこにある程度のそういった安全面を考えた、気をつけてくださいじゃないけど、もうそういった表示は当然必要になってくると思います。危険なものは別として、安全なものについてはできる限り検討していただいて、設置の方向でいっていただければ非常に助かると思います。そのあたりをよく検討していただきたいと思います。

それから、次、以前観光客の方だと思うんですけども、岩戸方面から来られる方からの話がちょっと聞いたことがあるんですが、非常に看板が見にくいと、こっちから上るときにはわかるんですけども、向こうから来るときにはちょっと見にくいということの指摘がありました。

高城歯科横の歩道の入り口のほうには、ちょっとした木の構えの門構えができております。上のほうの車道の入り口は、入ってからちょっと奥に行って駐車場の手前ですかね、手前のところに木材でつくった同じものがつくっては設置してあります。これもちょっと私気づかなかったんですが、たまたまよく見たら公園の駐車場の手前にはそれあったんですけども、実際あの場所でもいいのかなという気がしました。当然お客さんとすれば、外部から来る人も含めて、道路側にそういうものを設置するほうが当然わかるし、道路の中にそういうようなものつけても余り意味がないなど。なぜああいうところにつけられたのかちょっと私も不思議だったんですが。

そういったことを考えて、車の入り口の景観も非常に悪いです。公園なら公園らしく、あのあたりをそういった公園のアピールする考えも含めて、何かする考えはないかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） ただいまの中武議員のご質問のとおりでございます。確

かに下のほうから上っていくときには、ちょうど真っ正面に看板が見えて見えやすいんですけども、岩戸方面から来ると、行き過ぎたぐらいのところに看板があるという、大変見にくい状況になってるかと認識しております。

今後、看板設置の場所を変えるなり、新たな看板の場所を違う場所に設置するなど、検討して設置していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 3番。看板だけじゃなくて、さっき言いましたそういう木でつくった門構えもですね、そちらのほうもやっぱし入り口側のほうに設置したほうが、非常に場所としてわかりやすくなると思いますので、再度それを含めて車道の入り口の公園としてのスタイルを、アピールをちょっとしていただいて、皆さんでもわかって、ああ、ここに城山公園があるんだなど、なかなかきれいにしてある。ほかの公園を見ると、結構入り口は川原自然公園にしてもいろんなところも、全てきれいにしてあります。なぜかあそこだけが本当にみずぼらしい、寂しい限りですので、早急な改善をお願いしたいと思います。

続きまして、在地区住民の提案で、南側の木が切られているのは多分皆さんご存じだと思いますけども、あれで上から見通しは非常によくなってはいるかなど。ただ、この前の風で、上の木がちよっと折れておりましたけども、この前の雨でもちよっと災害が心配でしたけども、そのあたりも別に問題はありませんでした。

当然公園の周りの木も成長しております。さっきも言いましたけども東側のほう、こちらが非常に覆い茂ってしまっていると。あちらの杉林を伐採して、東側のほうには低木の花の木等を植樹するといいかと思いますけども、そういった考えはないかどうか、考えだけで結構ですので、よろしく願いしときます。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） ご質問の東側の杉林でございますが、ここにつきましては、民有林であり、また県の急傾斜地崩壊危険箇所指定されている状況でございますので、現在のところ町として伐採するという計画は持っておりませんが、状況等条件がいろいろな面で整えば、前向きに考えていきたいというふうには考えております。

○議長（後藤 和実） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 3番。前向きに考えていただけるということで、本当に前向きに検討してください。上の木は結構大きくなって、結構有名な碑も立ててあるみたいですので、何かあそこに行くとおぼけが出そうで、怖いぐらいのところですが、東側のほうが。だから、そういった太った木は、ある程度間伐してでも、やっぱし見通しをよくしていただいて、その下が遊歩

道になっておりますので、そのあたりももうちょっと明るくしていただいて、できるだけ切れる木は切っていただいて、低くしていただいて、花木の木を植えていただけたらばいいかと思っておりますので、ご検討のほどよろしくお願ひしときます。

最後になりますが、現在公園内のほうにつきましても、業者の方が伸びてから、伸びてからですね、本当に。もう伸びても、それこそ下手すれば、もう50センチぐらい草が伸びてから、それを刈っていると、これは業者に頼みますので当然そうなるかと思ひますけども。

やっぱし公園と環境宣言の町であれば、ある程度伸びたらすぐ切っていただくというほうが非常に、来た方にとっても、ああこれはすごくきれいにしてあるなという気がすると思ひます。そういうことを考えても、環境美化のことを考えても、シルバー人材の方もちょっと活用してでも、時々ああいうところを手入れしていただくということをしていただければいいかなと。

そして、なおかつ、木城町でも結構ボランティアの方がいろんなところでボランティア活動されておりますけども、ああいった公園についても、そういった企業とかいろんなところのボランティア活動を募って、そういった活動の促進していただいて、そういったところの整備もボランティアでしていくような方向も検討していただければいいかと思ひますので、これはもうお答えしてもらい必要ありませんので、そういったことも今後どんどんやっていただければいいかと思ひますので、それをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（後藤 和実） 3番、中武良雄君の質問が終わりました。

○議長（後藤 和実） ここで10分間休憩いたします。

午前10時04分休憩

午前10時11分再開

○議長（後藤 和実） 全員そろいましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、6番の質問事項については、一問一答式により、5番、黒木泰三君の登壇質問を許します。黒木泰三君。

○議員（5番 黒木 泰三君） 5番、黒木でございます。よろしくお願ひします。本町の高齢化社会に向けた取り組みについてご質問させていただきますが、この件につきましては、ナンバー1の淵上議員の質問の中で、ある程度重複する点があるかと思ひますけれども、趣旨は同じで内容的には大分違う点もありますので、重複する点については答弁は結構でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本町の高齢化社会に向けた取り組みについてということでありまして、折しも、9月は例年どおり各地区で敬老大会が行われることになっておりますが、福祉対策については、高齢者も含めて

自助・共助・公助を念頭に、また第6期高齢者福祉計画に基づいて、27年度施政方針の中で町長も力強く述べられているところであります。

現在、大変全国的なことを申し上げて申しわけございませんけども、福祉政策自体が国が主流となっておりますので、あえて申し上げますけれども、高齢化は増進の一途をたどっておりますが、65歳以上の高齢者数は2025年には全国で3,600万人を超えると、それから2042年には3,800万人を超えるという事は言われております、推計をされております。それに伴って認知症高齢者数も増加して、現在全国で300万人、それから2025年には470万人と言われております。

介護保険制度が導入されてきて、65歳以上の第1号保険者数は現在3,210万人と、15年前の1.5倍にふえており、要介護指定者数も218万人から586万人と約2.7倍に膨れ上がっております。このうち介護サービス利用者も当然増加しておるわけでございますが、2000年から15年で3倍以上の高齢者が介護保険によるサービスを利用されているという実態があるわけであります。

それで、全国平均よりも早いスピードで高齢化が進んでいる本町ではないかと思っているわけですが、平成27年度の高齢者数と高齢化率はどうなっているのか。それからまた、5年後、10年後はどのように推移していくのかをお伺いしたいと思います。26年度については、高齢者数は木城町は1,730人。それから、率は32.1%ということで上がっておりますが、大体同じぐらいだろうと思っておりますが、先ほども答弁されましたように、ことしは33%ということになっています。できたら数、人数だけを教えてくださいというふうに思っているところです。

それから、敬老大会が開かれるわけですが、本町の方針をあわせてお願いをしたいというふうに思っているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（後藤 和実） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） ただいまの黒木泰三議員のご質問であります。まず高齢者数でございますが、先ほどご質問にありましたように9月は敬老月間ということで、国のほうが9月15日を基準に、21日までが敬老の日もしくは敬老週間となっております関係で、現在9月15日現在の高齢者数で推計を行っておりますが、1,792名でございます。

9月1日現在の住民基本台帳の町内総人口に占める高齢化率につきましては、33.1%の状況であります。5年後、10年後の推移ということですが、現在昨年度第5次の木城町総合計画における推計値でございますが、平成30年が35.2%、平成35年が37%というふうに、現在推計を行っているところであります。

続きまして、敬老月間ということで、敬老の日大会の件につきましては、現在敬老の日大

会につきましては、今年度につきましてもシルバーウィーク週間の日曜日に開催をするということで、9月20日日曜日を一斉に各地区で実施をしていただくような形でお願いをしているところであります。

敬老の日大会は、一応参加対象者を70歳以上ということで継続をして行っているところではありますが、今年度からの変更点につきましては、敬老年金支給対象者を、今年度から改正を行っておりますので敬老年金の支給対象年齢が71歳からということで、段階的に引き上げるということで、今年度改正をして変更になっている形で実施をさせていただけたらというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（後藤 和実） 黒木泰三君。

○議員（5番 黒木 泰三君） 現在本町においては1,792名、33.1%ということで答弁されたわけですが、そのうち介護認定を受けている方はどのぐらいいらっしゃるのか再度お伺いをいたします。

○議長（後藤 和実） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 現在の介護認定者の状況であります。介護認定者、合計が合わせますと現在326名になっております。その内訳で申し上げますと、要支援者、要支援1と要支援2の合計ですが、要支援者が91名、要介護者、要介護1から要介護5までが合わせまして235名というふうになってる状況であります。

以上です。

○議長（後藤 和実） 黒木泰三君。

○議員（5番 黒木 泰三君） 要介護者が326名いらっしゃるということでしたが、介護保険制度の見直しによって、今年8月から介護サービスを受けたときの自己負担割合が1割から2割に大きくなっております。これは単に1割ふえたということではなくて、自己負担が2倍になったということでありまして。高齢者には大変大きな経済的な不安、負担を報いることになり、自己負担が払えないから介護サービスを利用しないと。いわゆる利用控えといいますか、高齢者が出てくることも考えられるわけでありまして。しかし、これは、自己負担割合が2割というのは、一定以上の所得がある方などが対象となりますので、実際町内にはその対象者がどれぐらいおられるのかお聞きしたいわけですが、よろしくお伺いいたします。

○議長（後藤 和実） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） ただいまのご質問であります。今年8月から今回の介護保険制度の改正によりまして、国の目的としましては、介護保険料全体の上昇を抑えるということと、介護保険制度が今後持続的に可能性を高めるという観点で改正をされたものであります。現在

サービスを利用している方が、これまで1割負担の分だったんですが、一定の所得、高額の所得の方につきまして、2割負担ということで8月から改正を行っております。現在の2割負担対象者は12名でございます。

○議長（後藤 和実） 黒木泰三君。

○議員（5番 黒木 泰三君） 今回の介護保険制度の見直しの中で、大きな改正ポイントとして介護予防給付の要支援の支援の方々の枠組みが大きく変わったということが上げられるわけですが、具体的には現在要支援の方々を対象に実施されている訪問介護、わかりやすく言えば要支援の切り捨てとなるわけでありますので、市町村で対応してくださいということだろうと私は思っております。

いわゆるデイサービスの実施主体が市町村に移管されるということであります。これからは市町村が地域の実情に応じた地域支援事業をつくっていかねばならないと、いうことだろうというふうに思っているわけです。その受け皿づくりを平成の29年度までに構築し、介護予防を必要とする要支援者が行き場を失わないようにしなければならず、と思っているわけですが、現在町内要支援者は何名いらっしゃるのか。また、その支援者の受け入れるための体制づくりはどのようになっているのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（後藤 和実） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） まず、要支援者の人数であります。先ほどの合計内訳のまた内訳で申し上げますと、現在要支援の1の方が43名、要支援2の方が48名の合計91名という状況であります。

ご質問にあります今後介護予防サービスの市町村独自の地域支援事業の取り組みの考え方ですが、先ほどの淵上三月議員の質問にもありましたように、地域包括ケアシステムの構築ということが、最大の今回の改正テーマであります。その中の一つとして軽度の対象者、要支援認定を受けての方とプラスして、一般高齢者の中で介護的な予防の必要性がある1次予防、2次予防の対象者を、同じ仕組みの中で一体的に、総合的に取り組むということが、今回の改正の一つになっております。

したがいまして、この軽度の対象者をひとくくりとした介護予防サービスにつきましては、平成29年の4月の施行を目指して、一応地域のニーズに応じたサービス内容の展開と、より強化されたサービスの充実に向けて、しっかり準備をしていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤 和実） 黒木泰三君。

○議員（5番 黒木 泰三君） 介護サービスや介護予防事業を受けたくても受けることができないという、いわゆる介護漏れといいますか、このようなことがこの木城で無いように体制づくりを急いでいただきたいというふうに思っているところです。

次に、先ほどからこれ言われておりますけども、国は施設型の福祉から在宅型の医療福祉に転換するために、地域のこれも言われましたけれども、包括ケアシステムの強化を打ち出しておられます。住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることを目標としておるといことでありますが、しかし、この取り組みを実際運用していくのは市町村であり、その拠点となるのが地域包括支援センターであります。24時間体制で医療・看護・介護の供給体制をつくり、地域で支援を実践していくために、今後地域包括支援センターの役割は、ますます拡充していく必要があるかというふうに思っております。それらを含めて、これからどのように木城の医療福祉サービスを充実させていくか、考えを町長にお伺いしたいと。これも先ほど述べられましたので、簡単によろしく願いいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） おっしゃるように、住まい、医療、介護、介護予防、それから生活支援という大きな5つのサービスがあるわけですが、それを一体的に支援をする体制、それがいわゆる地域包括ケアシステムでありますので、先ほど来から申し上げておりますように地域包括ケア会議を、そういった人々を集めた会議を設置をしていますので、その中で意見、要望を聞きながら、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

それから、具体的には介護予防サービスが市町村で先ほどからおっしゃるように、29年4月から市町村に移管されますので、それについてもできるだけ負担がないように、それから介護漏れがないようにしっかり取り組んでいきたいと思っております。

それから、先ほど来から申し上げてますように、特に高齢者、それから障害者の方々への生活支援のサービスをしっかりとやっていきたいと思っておりますし、在宅介護の支援とそれから施設に入ってる方の施設に移行した負担軽減、これについては確実に任期中に取り組ませていただきたいと思っております。

以上がその方向性であります。

○議長（後藤 和実） 黒木泰三君。

○議員（5番 黒木 泰三君） 大変言葉は悪いわけですが、国は、要支援1、2、要介護1、2については切り捨てるというようなことで、市町村で地域包括支援センターをつかって、さらに在宅介護を中心とした高齢化社会対策をお願いするという、極端なことを言えば、そういうことだろうと思っておるわけです。そうなってくると、本当に財政の厳しい市町村では大変かなというふうに思っているわけですが。

また、先日のNHKで見られた方もおられると思いますが、今またダブルケアという問題が出てきていることでもあります。住宅介護を進める中で、30代、40代の子育て真っ最中の女性が、親の介護も見なくてはならないという現実が急速にふえているということだそうです。先ほどか



ら出ておりますように出産、子育て、介護といった全てが若い女性にかかってくるというようなことで、そうなってくると、なお大変だなという思いがするわけですが、この地域ケアシステムの構築が重要だろうというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

町においても、目まぐるしく変わる国の福祉対策に混迷しているところがあるかと思いますが、第6期高齢福祉計画並びに介護保険事業計画を確実なものにしていただきたいというふうに思っているところでございます。よろしくお願ひいたします。

次に、町道の一部改良工事ということで質問をさせていただきますが、この件については最初に申し上げておきますが、道路と事故の関係は幾ら条件が悪くても、改良されていなくても、運転手が交通規制を守り注意していれば事故は起こらないわけであって、これは一概に結びつかないというふうに思っております。

そこで、この道路は、場所は広域道路とも言われていますが、山菜長越から溜水に抜けるまでの区間であります。非常に事故が多いと聞いて取り上げましたけれども、私も2回ほど遭遇したことはあります。以前は、ため池がある横の緩いカーブのところに杉の木が何本が立っておりまして見通しが悪かったわけですが、今は杉の木も太り上がっておりまして見通しもよくなっています。ただ雑草が茂ると多少危険はあるかなというふうに思いがするわけですが。

それでは、どのぐらい発生しているのかということで、宮崎県警のほうにお願いして調査していただいたわけですが、これが先日届きまして、過去5年半、今年入れて5年半分のこの資料が届いております。これを見ますと、大体5年半で35件ですね。

それで、これをよく見ますと、おかしなもので相当、これは30年以上はこの道はたっていると思いますけども、相当改良されておるというふうに思っております。それで事故が、改良されるほど事故が多いといえますか、25年、6年がやっぱり多いわけですね。25年が10件と26年が8件というようなことで事故が多いと。22年から調査表が来ておるわけですが、22年が4件、23年は8件というようなことで、今年はまだ2件というようなことであります。そういうことで35件が発生していると。

そこで、質問する以上現地を何回も見たりしたわけですが、以前と比べると相当改良もしてあり、危険防止のための標識も設置されておりまして、改良する余地もないようであります。ただ、今度一番事故の多い場所あたりを舗装改良されるようでありますので、何か一工夫はないものかということで、担当課のほうにお願いをしたいというふうに思っているところですが、そのところよろしくお願ひいたします。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） ただいまご指摘のありました箇所、町道溜水田神線の岩淵坂に

ついて、車による自損事故が年に数回発生しておるような状況は把握しているところでございます。

改良工事につきましては、平成18年度に岩瀬坂を上がりきる手前の似りとの分岐付近ですが、一番大きいカーブのショートカットを検討した経緯がございます。県の高鍋土木事務所等も交えて協議したところなんですけれども、カーブをショートカットすると、距離が短くなる分、縦断勾配がきつくなると。細かい数字で言いますと10%を超すということで、道路構造上断念し、見通しをよくするために木の伐採等にとどめた経緯がありまして、改良工事については現時点では困難であるというふうに認識しておるところでございます。

事故防止策については、これまでも交通安全の観点から視線誘導看板、矢印の看板なんですけど、そういったものの設置。それからドットラインの設置、道路を狭く見せて速度を落とさせるという効果があるんですけども、そういったもの。それからラインにつきましても高視認性、ガラスビーズを入れて、きらきら光るものになっている。また、センターラインについてはリブつきといって、またぐと音や振動が発生するもの、そういったもので事故防止策を講じておるところでございます。

運転手のモラルの問題もあるんですけども、今後とも関係機関と協議しながら、必要に応じて事故防止の啓発をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（後藤 和実） 黒木泰三君。

○議員（5番 黒木 泰三君） ありがとうございます。最初に申し上げたように、道路をよくすればするほど事故が多くなっている本当に現状があるわけでございますが、先ほど言われておりますように危険防止のために、いろいろな標識がしてあります。常に、特に危険箇所については、きれいにしておくべきだというふうに思っておるわけでございます。この場所については日陰でありますので、カビがついたり見にくくなるようであります。

そして、これはちょっと余談になりますけれども、上り口のところに「環境美化宣言の町」と書いた看板があります。これはちょっと写真撮ったんですが、こういうあれですね、いうことがあるわけでございますけれども、先ほど中武議員も看板の件について言われましたけれども、カビが生えて特に雨降り等は見にくくなるわけであります。環境の美化の町と書いた看板が汚れていては、ちょっとイメージが悪いというふうに思っておりますので、先ほどの質問ではありませぬけども年に1回とか、特にここはカビが生えてこういうことになるんだろうと思いますので、その対策をお願いしたいというふうに思っております。

ということで、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤 和実） 5番、黒木泰三君の質問が終わりました。

.....

○議長（後藤 和実） 次に、7番の質問事項については、一括式により、10番、内田重則君の登壇質問を許します。内田重則君。

○議員（10番 内田 重則君） 通告をしております順序に従いまして質問をいたします。

まず最初に、台風15号で被害に遭われました方々に対して、心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧を願っております。

さて、町長は、5つの公約を掲げ町長選に立候補し、当選されました。はや6カ月がたとうかとしています。

その公約1番目、町民参加による町民と行政が一体となったまちづくり。2番目に、老若男女健やかで生きがいを持って暮らせるまちづくり。3番目に、安全で住みやすいまちづくり。4番目に、個性と活力にあふれる産業づくり。5番目に、町民が納得できる行政改革と記されています。私は、戦国武将毛利ご三家にあやかり5本の矢と申し上げたい。中でも5番目の矢、町民が納得できる行政改革について伺います。

政府においては、臨時行政調査会を設置したことは、古い話ではございますがご存じと思います。これは社会経済情勢の変化に対応した適切かつ合理的な行政の実現に資するために、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査、審議するものであります。

ところで、本町の行政について見ますと、従来の行政を踏襲し、その上に何か目新しいものをつけ加えるといった姿で推移してきているのが実態ではなかろうかと思っております。国の財政とともに、地方財政も厳しさを増している現状でございます。これからは従来のような経済の高度成長とか税収の大幅な伸びを期待することは不可能であります。

幸いにして、本町は大型資産償却税、いわゆる固定資産であります。今のところはある程度しのげます。ほぼ安定はしているものの、そう長く続くものではございません。このような住民ニーズに応えるためには、行政はどうあるべきか。

私は決して安上りを期待するものではございません。しかし、現在行っている中で廃止してもよいものはないか、縮小してもよいものはないか、改善をしなければならないものはないか、一層発想を転換し見直しの時期が来ていると私は思います。改革する意思があるかないか、町長の見解を承りたいと存じます。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 常日ごろから町民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるというのが一つの鉄則だと思っておりますので、常日ごろからそういった気持ちで取り組んでいるところでございます。

そういった中での行政改革についてのお尋ねであります。先ほど来おっしゃっていただいた

ように、選挙公約の一つにこの行財政改革を掲げさせていただきました。1つ目に、行財政改革、それから改善を推進をするということ。2つ目に、町民サービスの徹底と職員の意識改革に取り組むことによって、町民にとってわかりやすく納得できる行政改革に取り組むということで、いずれにいたしましても町民が納得できる行政改革を進めていきたいというのが、公約にも掲げさせていただいたところでもあります。

そういうことで、今般6月議会でありましたが、一般会計補正予算のほうに計上させていただいて議決をいただいたところではありますが、今年度行政改革大綱を策定をしたいということで、その中で今おっしゃったようなことも踏まえて、事務事業の見直しに取り組んでまいりたいというふうに思います。

当然のことながら、内田議員がおっしゃいましたように発想の転換もしながら、いずれにしましても町民の満足度が得られるような行政改革というものにしっかり取り組んでまいりたいと、そのように思っているところでございます。

以上です。

○議長（後藤 和実） 内田重則君。

○議員（10番 内田 重則君） おおむね理解はするんです。発想の転換をしながら見直しをしていかなくちやいけないということは、おおむね理解をしますけれども、今までの生き方の中で、やはりそういった調査、そういった特別委員会みたいな形をつくってでも、やはり庁内部の職員で検討するのであれば、旧来の慣例といいますか、前例といいますか、容易に出し切れないと思うんです。新しい発想も出てこない、私はもう24年間議会生活をしてしておりますが、そういったことをたびたび見てまいりました。改革する、改革するといったって何を改革してるのかなというようなことを、よく私は自分なりに考えるわけでございますが、そこで一般有識者の意見を導入するといった考えはないのか。一般有識者の中のやっぱり考えも入れて、どういうふうなふうに改革をしていったらいいのかとかいう考えあるならば、再度お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今おっしゃいました一般の有識者も入れて検討してみたらどうかということですので、それ一つのお考えでありますので、それしっかり検討させていただきたいと思っております。

木城町の行政改革については、ある一定の民営化あるいは指定管理者への意向も踏まえて、そういうのも進んできたところではありますが、しかし先ほど来から言ってますように、人・もの・予算・情報・時間、こういったものは限られた財源または資源でありますので、そういったものをいま一度一般の有識者の意見も聞きながら、しっかりと行財政改革取り組んでいきます。

先ほど来から言ってますように、あくまでも町民の方が納得ができる、あるいはまこっちゃねと

というような意見がないと、やはり内田議員おっしゃったように、職員だけの満足に浸ってはいけないと、そういうような気持ちは持っております。

○議長（後藤 和実） 内田重則君。

○議員（10番 内田 重則君） 3問目で最後になりますが、1つ例をとって申し上げたいと思うんです。教育においては、今延岡市あたりでは土曜の学校の開設ということで行われているようですし、また一部の県立高校あたりでも28年度から土曜の学校を開くというようなお話も聞いておりますが、こういったものは改革にはならないですか、改革でしょう。そういったことも含めて、やはりやっていかないといけない。特に道徳、道徳が新しい教科の中にも入ってきますし、そしてまた国際的な視野ということを見ると、やはり英語力、こういうのもやっぱり出てくるわけですから、こういうところもやっぱり改革の一つだと私は思うんです。

最後ですが、とにかく事業仕分けをしっかりとしていかなくちゃいけない時期が来たと私は思うんです。しっかりと事業仕分けして、これは本当に木城町のためにフル活用しているのかどうか、そういうこともやはり視野に入れながら、しっかりとやっていただきたい。

本町は山・谷・川の恵みを得て、開けた農業を主体とした町でございますから、今後どのような形で展開されるかは執行部、優秀な執行部を抱えておりますから、そこは信用しております、しっかりとやっていただきたい。

最後に提言でございますが、私は新潟県の大沢山温泉という一つの地方創生の機関になりますが、特に今日は湯らら関係には大きなヒントが得られるかと思いますが、ここでは事業そのものは指定管理じゃありません。みずから立ち上げ、みずからの出資を得ながらやられた温泉施設で、ちょっと木城と違って雪の違いですかね、雪が降るとということ。そしてまた、古家、いわゆる空き家特措法をうまく利用してやっておられます。いわゆる里山構想なんです、里山構想。しっかりデザイン的な思考を持って当たれば、一山離れた里にも想像もつかないような私はいい空間といますか、そういうものが創出できると。しっかりそこらあたりに行かれて、十分見聞されてやられることを心から期待をしております。

そういうことを申し上げ、質問を終わらせていただきます。

○議長（後藤 和実） 10番、内田重則君の質問が終わりました。

○議長（後藤 和実） 次に、8番、9番の質問事項については、一問一答式により、2番、神田直人君の登壇質問を許します。神田直人君。

○議員（2番 神田 直人君） 2番、神田です。私のほうでは、今後の活性化センター「いしかわうち」の運営についてご質問いたします。

昨年、石河内小学校の閉校後の利用として活性化センター「いしかわうち」がオープンしまし

た。宿泊施設として、また田舎食材を利用したレストラン、今年度よりテニスコートも新設され、当初の目的どおり町内外の交流施設として期待されるところであります。

昨年度は7月からのオープンでしたが、目標に対し利用状況は80%と、まずまずの集客力を見せたところであります。これから本格的な広告宣伝が必要と思うところであります。

今スポーツ合宿の利用者が多いのですが、グラウンドであります中八重緑地公園の管理や受付は町が行っており、合宿所は「いしかわうち」で受付をしております。2カ所に連絡が必要との利用者の意見もあり、また町が窓口の場合、日曜、休日、時間外の電話受付などができず不自由であると思っております。

「いしかわうち」の運営と中八重緑地公園の管理、受付は、一本化したほうがいいのではないかと思います、どのようにお考えでしょうか。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） ただいまのご質問のとおり「いしかわうち」活性化センターにつきましては、合宿所を平成26年度からテニスコートを今年度から指定管理者として管理運営をさせていただいているところでございます。

ご指摘のとおり中八重緑地公園につきましては、現在町が直営で管理しております。理由につきましては、若干距離があるということも一つなんです、作業員の半数が小丸川発電所のバス見学の運転手も兼ねている関係上、今のところ直営で管理しているところでございます。

しかしながら、運営の合理化、利用者の利便性を考慮した場合、今後一本化ということが望ましいというふうに考えますので、今後いろいろな問題点をクリアしながら一本化の方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤 和実） 神田直人君。

○議員（2番 神田 直人君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、中八重緑地公園の管理でありますけれども、遊具の点検や整備、安全管理は毎日必要であらうと思っております。でも作業は、今はこの夏場の草刈り時期は忙しいけれども、冬場はそれほど仕事がないという話も聞いております。

また、石河内におきましては、木城えほんの郷、ピノックQパーク、中八重緑地公園、活性化センター「いしかわうち」、「郷の駅」と、管理指定ばかりではありませんけれども幾つもの施設を町が抱えております。

今後将来に向けて管理の一本化、またそれによって、集約化することによるコストの軽減とかも行っていかなければというような考えを、町長はどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 施設につきましては、直営でやっていたものを指定管理者制度へ移行というのが大きな流れでありますし、またそういうふうにしなくちゃいけないというようなところであります。

ですから、あくまでも指定管理をしていく上では、そういった手続等がありますので、その手続に沿って、例えば活性化センター「いしかわうち」が、そういった体制がとれるというのであれば手を挙げていただいて、指定管理者として応募していただき、そして受けていただければ一番ありがたいのかなと、そういうふうにも思っているところでございます。

以上です。

○議長（後藤 和実） 神田直人君。

○議員（2番 神田 直人君） 神田です。次に、体育館の利用についてであります。現在体育館が利用できないと聞いておりますが、あるべき施設は有効に使うべきだというふうに考えております。吹奏楽などの問い合わせとかあったようでありますけれども、体育館が使えないということでお断りしたということで、非常にこれからのリピーターなどをふやす今計画でやっておりますので、今後利用できるものは利用できるようにというふうに考えておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 体育館の件でありますけれども、今神田議員おっしゃるように、施設につきましては雨漏りでありますとか一部床のそりが見られて、安全上問題があるということで使用制限をしてるところであります。

一方で、体育館は、以前は石河内小中学校の体育館ということでありましたので、行政財産という一つのくくりでもってたわけではありますが、平成24年3月、石河内小中学校閉校したことに伴いまして、今普通財産に変更しております。

今後でありますけれども、おっしゃったように石河内地区あるいは活性化センターの「いしかわうち」のほうから、そういった希望なり要望があれば、もう一度用途を行政財産として位置づけをして、町のほうでしっかり整備を行って利活用していただけるのであれば、「いしかわうち」のほうで使っていただきたいなと思っております。

そういうのが1つの既存の施設を有効に生かす、あるいは有効活用につながるものと思っておりますので、これにつきましては財政課が担当しておりますので、財政課と十分協議をして、できるだけ石河内地区あるいは活性化センター「いしかわうち」の要望に沿った形で整備をして使っていただくように検討していきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（後藤 和実） 神田直人君。

○議員（2番 神田 直人君） ぜひお願いしたいと思います。ご存じのとおり、木城町は定住促

進で平坦部のほうは非常に人口もふえ、家も建つというような状況でありますけれども、若干い  
かんせん山間部というものは、なかなか定住促進というのが難しい状況にあります。交流人口を  
ふやして、閉塞感を打開したいというふうに考えておりますので、そのほうに向かっての町のご  
協力をお願いしたいというふうに考えております。

続きまして、既に新聞等で報道があったのでご存じだと思いますが、広葉樹林の枯れが広がっ  
てきております。被害の原因は、カビの一種ラファエレア菌が昆虫のカシノナガキクイムシに付  
着して、虫が木の中にもぐり込み、木が枯死すると言われております。県が対策に乗り出すとも  
聞いておりますが、現在町のほうはどのように把握されておられるのかお聞きいたします。

○議長（後藤 和実） 産業振興課長。

○産業振興課長（押川 道彦君） ただいまご質問のありました件でございますが、言われました  
ように新聞報道等では出されております。

現在木城町におきましては、比木橋上流から川原、櫛野、石河内地区に同様の被害が発生をし  
ております。現在県のほうに確認をしておるところでございますが、新聞報道等でもありました  
ように、木城町もカシノナガキクイムシの媒介する一種ラファエレア菌によるナラ枯れというこ  
とで報告を受けております。現在調査しながら対応しているところでございますが、道路端の危  
険木等の被害につきましては、今後危険なものがあるものについては所有者の方をお願いをして  
対処していただくことになると思います。ただ、あくまでもこれにつきましては任意でございま  
すので、必要があればということになります。

以上です。

○議長（後藤 和実） 神田直人君。

○議員（2番 神田 直人君） 今課長のほうから言われましたけれども、一番心配は先ほど言わ  
れましたように道路周辺の枯死した立木であります。道路への枝の落下や倒木があり得るものと  
考えております。私有地、また国有林などさまざまありますので、対応というのもそれぞれ難  
しいところがあると思いますけれども、これは大きな風、また台風等があれば被害にもなりか  
ねないというふうに考えておりますので、私有地や国有林などにつきましても、それぞれの事務  
所なりに対応を依頼し、また確認の上に早急な対応をお願いしたいというふうに考えております。

伐採した木材等におきましても、早いうちに処理すればバイオマス燃料などで利用できるん  
ではないかというふうに考えております。枯れてしまったら、ただの処理木となりますので、価値  
がなくなりますので、そういうことにつきましても早めの対応が必要というふうに考えておりま  
す。よろしく申し上げます。

○議長（後藤 和実） 神田直人君。

○議員（2番 神田 直人君） この広葉樹の枯れ木の減少というのは、一時的なものであり、年



間継続して広がっていくというような状況では今のところないというようなふうに聞いておりますけれども、去年、昨年より今年、大分広がっておりますし、また来年度も広がる可能性もありますけれども、そういうときに対しまして早急に対応していただけるのかどうかご返答お願いいたします。

○議長（後藤 和実） 産業振興課長。

○産業振興課長（押川 道彦君） ナラ枯れの被害につきましては先ほども申し上げましたが、このナラ枯れにつきましては広く全国29都道府県で発生をしております。

本県におきましては、昭和9年ぐらいから被害が発生しておるようでございますが、毎年被害の状況につきましては、そんな目立った状況はありませんでしたが、昨年ぐらいから県南、それから県央にかけて被害が発生したようです。

本年につきましては、尾鈴山の周辺から小丸川、一ツ瀬川、大淀川、そういったところで広がっているようでございますが、これにつきましては被害の拡大が今後引き続きあるようであれば、広報等はしていきたいと思っております。

それから、先ほども申し上げましたが、風倒木等により被害が想定されるものにつきましては、所有者の方が国有林であれば国、それから民有林であれば個人の方に対し処理をお願いすることになると思っております。行政機関としては、公共施設等につきましては、被害が想定されるものについては適切に処理をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 神田直人君。

○議員（2番 神田 直人君） 既に有名な綾の照葉樹林ということで、今県も大分心配されておるようでございます。木城町におきましても、広大な広葉樹がありますので、ぜひその辺もよく確認しながら、観察しながら、このことに対しては対応していただきたいというふうに考えております。

道路端の危険木につきましては、早急なる処理をお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（後藤 和実） 2番、神田直人君の質問が終わりました。

○議長（後藤 和実） ここで10分間休憩いたします。

午前11時06分休憩

午前11時15分再開

○議長（後藤 和実） 全員そろいましたので、ただいまから開会いたします。

次に、10番の質問事項につきましては、一問一答式により、6番、堀田廣幸君の登壇質問を許します。堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 指定管理者制度については、過去に私の一般質問で何度か行ってまいりました。しかし、4月の総選挙で新しい議員が大半になりましたので、この指定管理者制度については議会のほうでも、講師を招いての研修会を今準備を進めてもらっているところであります。また、総務常任委員会の本年度の所管事務調査でも、ふるさと納税と指定管理者制度について、調査の受け入れ先の協議を今行っているところであります。我々も、この本町の実態をもっと知っておくべきだと考え、指定管理者制度及び指定管理運営委託料の見直しについて質問をさせていただきます。

初めに、現在の指定管理施設件数と、そのうち指定管理費を支払っている件数。また、指定管理費を支払っている施設のうち本年度で協定期間が終了する件数をお伺いをいたします。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 指定管理施設件数につきましては10件でございます。そのうち指定管理費を支払っている件数が9件ございまして、本年度で指定期間が終了する件数につきましては8件でございます。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） これまでも相当議論をしてまいりましたがけれども、この指定管理費を支払っている件数の8件、本町の場合には10施設ですか全てが非公募で行われている。条例には告示をして公募をなさないと、そのうち特例があって非公募に、公募しなくても選定できる要素があるんですけども、その条例から言いますと、本町での非公募、公募しなくて選定ができるのは、社会福祉協議会が指定管理者となっているものだけと私は考えます。その他については、全てが条例どおりに行われていないと。すなわち条例違反じゃないかという考えですが、これにはどうお答えになるでしょうか。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） まず、指定管理者制度が導入されたときが平成18年度でございますが、そのときの内閣総理大臣であります小泉首相の答弁の中でありまして、その中に指定管理者の選定に関しましては、一般的には複数のものから事業計画書を提出することによって、最も適したものを指定管理者と指定することが望ましいと考えられるが、地方公共団体が置かれている状況、それから公の施設の性格等によりまして、公募によることなく指定管理者を指定することも妨げられるものではないということで、原則外の適用が認められております。

その地方公共団体というのは、大きさがさまざまであります。宮崎県も地方公共団体、宮崎市、それから木城町のようなところも地方公共団体でありまして、大きな団体でありましたら、指定

管理者を担える団体がその公共団体内に複数おりますので、原則公募を適用するというのも強い、それを進めることも担える力があると思われませんが。本町のように小さい団体でありますと、その導入の際のときに関しましては、それを担える団体がありません。逆に、全ての団体が、木城町のほうで設立から当たって育成をしてきた団体でありました。

そこで、指定管理者制度が導入されたわけなんですけれども、そういう関係がありましたので、制度が導入されるので今までの関係を断ち切りまして、はい公募というわけにはいかなかった状況があったと判断しております。

そこで、そういう状況を判断して、非公募の取り扱いを決めて、そしてこの議会の場で政策的にあるいは政治的な判断をしていただいたと理解しておりますので、決して条例違反というものではないというふうに認識しております。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） これは中村課長と議論すると一日あっても足りませんので、ただ言えることは、管理施設の中には5年契約で1億円を超える施設もあるんですよ。その1億円を公金を投入するということになれば、税金の使う道で一番、やはり公平性、それから透明性の確保というものが一番大事であります。

とりわけ、この指定管理者制度については、指定管理者制度にするメリットから全くかけ離れている。26市町村の中で管理指定施設が全てが公募されてないというのは、これは本当に珍しいんですよ、木城町だけ。もう出来レースじゃないですか、出来レース、簡単に言えば。それでは、やはり指定管理者制度を導入したメリットといいますか、その導入した目的が全く達成されていないのが本町の現状ではないかと思っております。

指定管理者の導入については制限がありませんから、いろんな業者が参入できると。本町の場合は、ほかの業者が参入できる余地が全くない。それとやはり、業者が持っているノウハウ、いろんなところでその差は千差万別だと思いますけれども、やはりそれを見比べてみて、競争させて選定する。それがすなわち利用料金の引き下げにつながる、あるいは町のその委託費の軽減につながる。本町の場合調べて見ますと、軽減どころか契約ごとに委託料がふえているのが現状であります。

そこで、それともう1つ。第7条第2項に、町長等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。公募はしてないけれども、決まった後の告示はされておりますか。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） はい、手続に従いまして、決定したものについては告示をしております。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 6月議会で、条例の一部改正を行われました。指定管理者制度選定委員会を外部より3名から5名構成することだったのことでありました。これについての人員、あるいは外部委員の人選は終了したのか。それに伴って指定管理者選定委員会設置要綱をどのように改正されたのか、第2条、第3条についてお伺いをいたします。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） まず、選定委員のほうでございますが、現在選定委員のお願いをしている状況でございます。報道機関から1名、それから経営アドバイザーから1名、それから銀行関係から1名ということで、今交渉しているところであります。

それから、設置要綱の改正内容でございますが、第2条につきまして、これは組織の規定でありまして、選定委員会は学識経験者を含め6名以上で組織し、副町長、財政課長、該当施設の所管課長、それから学識経験者の中から、町長が任命または委嘱をすることとしておりますというふうな規定でございます。具体的に言いますと、施設の管理関係の町長のほうから役場職員で3名、それから学識経験者が3名ということでございます。

それから、旧設置要綱の第3条関係につきましては、新要綱では第5条で定めをすることとしておりまして、規定内容につきましては、委員長である副町長が会議を招集すること、委員長が会議の議長となること、それから会議を開くには半数以上の出席が必要であるということとしております。

それから、新要綱の第3条につきましては、委員会の委員の規定としまして、任期を2年ということとしております。

以上でございます。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） これも討論する時間はありませんが、新富町の一遍、取り寄せるというか簡単に見られますので、新富町のが公平・公正というので一番適するのではないかというふうに思うので、参考に一遍見ていただきたいと思います。今回新富町の温泉の指定管理者選定に基づいてこれやられてますので、一度見ていただきたいと思います。

ということは、町長、第三者選定委員を入れられたということは、次回の契約からは全てじゃない、さっき言いましたように公共団体とは別にして、公募により公告をして選定をすると、そのための第三者委員を入れたということで、公募するんだということではないでしょうかね。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 指定手続につきましては、先ほどから出ていますようにアカウントビリティーをしっかりとせにやいかんというのがあります。それから、公平・公正も重要であります。

そういった部分で、ご指摘あったことから含めて、しっかりと手続に公平性を持たせる、それは透明性を持たせる形で、そういった取り組みを今後していくということでございます。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） そういう大きな進歩だと思っております。

それでは、来年の4月からの指定管理者の選定作業は、今現在はどこまで進んでいるのか。今後選定されるまでの作業工程、日程はどうなっているのか、ご説明をお願いいたします。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 8月26日に、指定管理者導入の検討委員会を開催しまして、施設ごとに指定管理者施設とするか否か、それから指定管理者施設とする場合に公募するか否か、それから募集する経営系体について検討しております。

作業工程につきましては、募集期間を1カ月間としまして、9月下旬に募集を開始しまして、10月下旬に担当課による書類審査、11月上旬に選定委員会による選対を行うということで、11月中旬には候補者を決定して、12月議会で議案を上程する予定でございます。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） これもほかの指定管理施設、誰かに聞いたんですけども、新しく参入する業者は、1カ月間では提出書類が、これはつきり言いますとどこもおおむね、これについては新規応募者に対する期間が、おおむね2カ月以上でないと、いわゆる出す書類の検討なりそういうものが間に合わない。ほとんど、聞いてください、2カ月以上その間は余裕を持たせてあるということだけを申し上げておきます。

次に、条例には明記されておりませんが、公募の対象、今公募される予定だと言われましたけど、町内にこれ活動拠点がある法人、団体のみなのか、町外が対象にならない理由はなぜでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 公募する予定の団体を申し上げますと、木城のえほんの郷、公募です。それから川原自然公園、それから湯らら、それから菜っ葉屋につきましては一体施設として公募すると。それから木城町児童館も公募、それから木城町ふれあいプラザにつきましては直轄としております。デイサービスセンターにつきましては、払い下げを予定されているもので廃止、それから郷の駅石河内につきましては、地元の方が管理しておられますので、これにつきましては非公募という形にしております。それから、農林水産物処理加工施設におきましては、現在のところまだどうするか検討中でございます。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） よくわかりました。それでは、協定内容の一部の確認ですけれど

も、例えばあつてはならないんですけれども、食べ物を提供する施設も幾つかあります。仮に食中毒があつたと。大量の入院者なり、場合によっては温泉のレジオネラ菌ですか、そういうものでの感染があつて入院とか、そういうものもあつてはならないけど考えられますが、こういった場合の損害賠償についての協定はどうなっているのか、いわゆる責任の所在はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） この件につきましては、各施設と各担当課のほうで協定関係やっておりますので、各担当課のほうで答えさせていただきたいと思います。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） ただいまのご質問でございますが、たまたま湯らら関係のほうで堀田議員のほうから出ましたので、例えば湯らら関係で堀田議員がおっしゃられましたように食中毒が出たとか、レジオネラ菌が出たとかいう場合は、これは施設管理者の責任の部分じゃないかと思ひます。

参考ではございますが、火災等の建物災害に関する関係につきましては、町のほうで火災保険に入っております。それと、さっき言ひましたように入院、お客さんが入院されたとか、そういうような第三者に対する損害賠償につきましては、施設側によって第三者に対する損害賠償責任保険に加入しております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 産業振興課長。

○産業振興課長（押川 道彦君） 産業振興課のほうでは、木城町農林水産物処理加工施設、それから木城町農産物販売所菜っ葉屋を管理しております。基本協定により指定管理者の責めに帰す事由により、管理物件を損傷し、または滅失したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならない。また、委託業務の実施において、指定管理者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならないとされてひます。

以上のように基本協定には、指定管理者の賠償責任を指定してひますが、損害賠償につきましては、国家賠償法に規定がありますので、お尋ねの第三者の入院、死亡の場合につきましては、指定管理者の職員の職務の遂行に起因する事故の場合と、公の施設の設置または管理の瑕疵の原因の事故の場合が考えられます。第三者から町に対し、損害賠償を請求される場合もあると思ひれます。

次に、火災の場合についてでございますが、基本協定により指定管理者の責めに帰す事由により、管理物件を損傷し、または滅失したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならないとされてひます。指定管理者が賠償責任を負うことにはなりますが、ただ町におきま

ては町村会等の建物共済等に加入をしておりますので、そちらの共済のほうから優先的に補償を受けるものと考えております。このため指定管理者のほうに賠償請求をする場面は少ないものと考えられます。

以上です。（「いいです、いいですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 7番が抜けてました、済みません。管理委託期間が5年間は長すぎると。県や近隣町と同様に3年にすべきだと、その理由は競争環境の確保、緊張感あるサービスの継続。それからより多くの業者が参入が可能ではないかということで、特殊な、専門的な知識が必要な場合には5年ですけれども、協定期間を3年にする、そのようなお考えはございませんか。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 管理委託期間の問題でございますが、総務省が3年に1度行っております公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果によりますと、ちょっと古いんですが、平成24年4月1日現在におきまして、指定期間が5年の割合、これが県等含めた全体で56%、市町村計では58.6%となっております、現在指定期間の主流となりつつあります。

考え方としましては、維持管理が中心の施設が3年、それから人的サービスや事業計画中心の施設については5年というのが出てきております。本町におきましても、ある程度経営を考えたときに、中期的な経営を見通す中で行うほうがよいと考えておりますので、5年を考えております。（「5年ですね」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） それで、湯ららに関する質問に移りたいと思います。私は決して湯ららを否定するものではありません。今や、ことしの7月ですか、来館者数が200万人を突破したと。今や人口交流の本町の拠点であり、木城町を代表する施設だと思っております。私も議員になって5年、常に名刺には湯ららの写真を載せて、少なからずともどこぞへで宣伝をしているうちの1人だというふうに思っております。

しかし、平成18年途中から19年にかけて、仕事から私もふるさと振興会の理事として理事会に何回か参加をさせていただきました。そのときには、ちょうど客数が12万人から11万人にたまたま減った、最低の客数のとき。指定管理費も1,100万円ぐらいだったと思います。理事会の中で800万円ぐらいの赤字だけれども、指定管理が入ってきて200万円ぐらいの何とか黒字で持ち込みますと。そのときの企画課長、多分半渡町長だったのかな。採算と指定管理については、もうこれが限度ですと1,100万円が。これ以上お客が減って、経営がせんとき

には、理事長が言われたのは、理事全員の連帯保証による借入金をしてもらわなきゃなりませんということで、理事会の中が非常に緊迫した状態、もうけんけんがくがくやり合った、私は経験者です。

ところが、19年終わって理事を離れて翌年は、その限度どころか2,880万円と指定管理が、約3倍にこくとふえた。このころ一番財政状況が、木城町がよかった時代かなど。これが限度ですよ、限度ですよと言われて接客サービスの研修あるいはレストランのテナントの入れかえ等も相当理事会の中で協議した経験者ですが、あのときの理事会は何だったのかと。2,880万円翌年に指定管理費が増えて、そういう思いから湯ららの指定管理費に、よその同じような類似の温泉について勉強させていただきました。

その中で、まず初めに質問いたします。平成12年の開館から平成26年度までの15年間で、湯ららに投入した税金、いわゆる公金の総額は幾らになりますか。そのうち指定管理費は総額で幾らになりますか。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 平成12年度の開館から平成26年度までの15年間で投入した金額でございますが、建設費につきましては平成9年度から事業を行っておりますので、それらと平成27年度の指定管理料を含めると20億3,145万3,000円になります。そのうちの指定管理料でございますが、2億6,000万円程度になります。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 公金等額に萩原課長、開館前の委託料とか入浴助成金を含めると20億6,845万円、20億7,000万円、20ですね、大体それぐらいになります。それから、指定管理費の委託料が先ほど言いましたように、2億6,013万9,000円です。

これを20億6,000万円といいますと、先月200万人超しましたけれども、単純比較はできませんけれども、来場者200万人、500円入場料いただきました。お帰りの際にみんな1,000円ずつ、200万人に1,000円ずつ渡した金額なんですよ。お土産として、はい、1,000円お持ち帰りください。500円はもらいますけど、帰りは1,000円渡す。それが200万で割ると20億円ということは、それだけの表現の仕方は悪いけども、それだけのお金がここには費やしてあるんだということです。

そして、その次お伺いしますが、じゃ、昨年度の有料入館者数と町内の割合。

それから、4番目の平成12年から26年度までに、余剰金の返還、町に幾らお返しがあったのか、総額でも結構ですからお尋ねをいたします。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） まず、平成26年度の有料入館者数でございますが、



14万3,108人でございます。うち町内利用者数が2万9,715人で、割合としましては20.8%になります。

続きまして、平成12年度から平成26年度までの余剰金返還額でございますが、平成12年度分としまして5,193万6,000円、平成13年度分としまして1,311万円、平成14年度分としまして1,404万円、平成15年度分としまして276万5,000円、平成16年度分としまして1,178万3,000円、平成17年度分としまして407万円、合計9,764万1,000円の返還となっております。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 開館当時は初年度が5,100万円、これ返してるんですよ、町に。既設して6年間はぴしゃんぴしゃん余剰金があってるんですよ。このときの指定管理は1,000万円そこそなんですよ。1,100万円とかあるいは13年度は指定管理費0円、それでも1,300万円余剰金で返ってきている。今よりかはるかに客数も、開館当時は20万でしたけど、その後は今と変わらんわけです、客数は。おまけに指定管理費は1,000万円と、今現在の半分。それでも6年続けて余剰金が発生している。平成17年を最後に10年間、全く余剰金の返還がない。見直しをしなければならないのはここ辺なんですよ。

例えば川原自然公園、ことしも900万円ぐらいの委託管理費で250万円余りましたって、私が議員になって毎年余剰金の返還があってるのは川原自然公園だけなんですよ。こういうところには見直しをして増額して、思いっきり事業やりなさいと、町民のために。一番町民の目線としては少ないスタッフで、一生懸命やられて余剰金を正確に出しておられるじゃありませんか。ほかの10施設ぐらいは余ったのか、足らんかったのか。それすらも町民はわからない。こういうので見直さなければならないということを申し上げてるんです。

ちなみに、都城の山之口町の青井岳温泉、ここに常明さんという専務さんがおられます。木城の温泉に週に1回ぐらいは来られるそうです。宮崎県の中で一番きれいな施設の整っておるのは木城の温泉だということで、ここと美々津のお舟出の湯にはよく行かれるそうです。それで、私がおその実情を話したんですよ。14万人ぐらいおって、施設管理費を2,000万円ぐらい払ってます。

この青井岳温泉も以前は、今は都城市と指定管理してるんですが、26年度、去年の有料入館者数が27万2,000人、これ宮崎県で一番だと思います。木城町のちょうど倍ぐらいです。これ指定管理費も一銭も、入湯税の免除と同時に指定管理費もゼロになって、27万2,000人で昨年度剰余金が4,000万円、都城市へ余剰金返還が2,500万円、それから連結決算であります宿泊施設が赤字だったので、そちらのほうに1,500万円回しました。毎年2,000万円から3,000万円の間、20万人ちょっとの客数で都城市に余剰金を返納しておりますとい

うことでありました。

ちなみに、指定管理になって一番の指定管理のメリットはと言ったら、500円だった入場料、今現在420円まで引き下げを行っておりますというようなことでした。その方が温泉で、いわゆる指定管理費なしで自立できる最低の損益分岐点をお尋ねしたところ、みんな目標になっているのが1日来客数350人、月1万、年間12万人、これが採算ラインで、それを目標に一生懸命努力していると、木城町の場合は14、5万あるんでしょと、それに指定管理料2,000万円というたら、500円の入場料に換算して4万1,000人分なんですよ。14万人お客が来れば、指定管理費で18万人分の入場料が入る計算と一緒になんですよ。それで剰余金が全くないということは、どこかに欠陥があるんじゃないですかとまで言われました。

ちなみに、新富町、これ新聞報道新しいからご記憶だと思います。3年間で文化コーポレーションが指定管理者になりました。3年間で630万円です。それまでは新富町商業協同組合が委託管理者、4年間で250万円です。本町は、湯ららは4年間で8,000万円、32倍、新富の。新富の26年度の客数は11万913人、入浴代収入は3,418万円、それで25万7,312円の益なんですよ、黒字。皆さん、これを比較してどう思われますか。これぐらいでやれるんですよ。

しかも文化コーポレーションが今度指定管理者になりましたけれども、バイト、パートまで含めて10名ですよ、行ってみましたが。ただし、3月にレストランを閉鎖されて、惣菜部門を拡充されてますけれども、10名のスタッフで。しかも250万円、年間に。本町の10分の1なんです。こういうことも考えて、しかも赤字じゃないんですよ、黒字なんです。考えると、やっぱり見直さないかとじゃないですかと。

高鍋町めいりんの湯、これは指定管理者じゃなく第三セクターですので、出資金が3,000万円、14年間の借入金残高が2,400万円、26年度の14年間の繰越累積赤字が1,150万円、14年間で6,550万円なんです。うちの3年分なんです、14年間で使ったお金は。しかも、ここは平成23年度まで、500円の入場料のうち150円を高鍋町に入湯税として1億6,500万円以上町に税金を納めて、この状態なんです。レジオネラ菌やら、いろいろ批判を受けてますけれども、高鍋町民は、高鍋町にとって非常に町益があったと感謝されておりますよ。こういうような状態をお話しておきたいと思います。

次に移ります。町長、今のような状況をお聞きいただいたのですが、木城町の町益あるいは町民の利益にどのような形でつながっておるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） どういう形で利益につながっているかという数字的なものは持ち合わせておりませんが、いわゆる町民の健康増進でありますとか、癒やしの空間、それから一つ

の観光資源の一つということになっていると思っております。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） まあ、いいです。社員、それから常雇い、パートまで含めた従業員数は、総体で何名でしょうか。類似温泉施設と比べてどうか。また、給与体系はほかと比較してどうなのかお尋ねをいたします。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） レストラン部門、菜っ葉屋等を含めた全従業員で36名でございます。そのうち21名が町内の方というふうになっておりますが、他町の温泉施設との比較でございますが、郡内の温泉施設と比較しますと、やはり温泉の規模も違います。そういった中で一概には比較できませんが、それぞれの施設での状況が異なるのを考慮して、また給与体系には一人一人の給与というのが当然調べられませんので、温泉運営に係る人件費分を逆算していくと、同等程度の状況ではないかというふうに判断しております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 次の質問まで答えられましたね。町内からの雇用者が21名と言われましたね、36名中。ということは、15名は町外者ということですよ。これも課長、定住促進事業で何千万円かという片一方ではお金を使ってるんですよ。そして、お膝元はこういう状態なんです。なぜ木城町の人を採用しないんですか。（発言する者あり）木城町の人を、こういうものは矛盾してるというふうに私は考えます。

それから、次に移ります。内部留保金の現在、これは昨年の12月の予算特別委員会のときに課長に、内部留保金たるものが4、500万円あるんじゃないですかとお尋ねしました。課長は、いやいや、そんなにはありませんということで、資料を改めてみて、済みません、1,000万円ありましたと12月の時点で答えられました。現在は、この内部留保たる、それに類似したものは幾らありますか。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 内部留保金でございますが、現在26年度末決算におきまして955万8,000円でございます。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） この内部留保金は、こんなに上がったか、下がったりしておりますけれども、この留保金を残しておく目的は何ですか、これ使途目的。

それと、内部監査及び町の監査委員からの意見、指摘事項はないんでしょうか。また、この留保金は、どのような形で管理されるのか。例えば、湯ららの名前で定期預金をしてるか、普通預

金口座に置いちよくとか、あるいは金庫に現金で置いちよくとか、そういうような形なのか、お尋ねをいたします。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 内部留保金の使途目的でございますが、経営運営の安定な運営を行うために運転資金並びに資金不足が発生した場合の対応として留保しております。また、監査のほうの指摘はございません。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 安定な運営をしていただくために、指定管理費を希望どおり目いっぱい出しているんですよ。先ほど言いました青井岳温泉、一番の恥は、24年に内部留保金を何千万円の中で女性職員が3,000万円使い、こうして新聞やらテレビで報道されたでしょう。この教訓が全く生かされてない。先ほど言いましたように川原公園のように、余りました、足りませんでしたって、1年、1年、けじめをつけていくのが指定管理なんですよ。代表監事、監査での確認はされておられませんか、この湯ららの内部資金については。

○議長（後藤 和実） 代表監査委員。

○監査委員（桑原 正憲君） 湯ららに関しては、内部監査ということがありまして、何人か定期的に監査されていると思います。町の監査、私の場合は地方公共団体の財務に関する事務の執行を監査するという形で、領収書関係とか出方というような形で数字を見ますけど、内部監査に関しては意見は申しておりません。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 税金を5年間で1億円以上、町民の税金を投入しているんですよ。そこに内部監査だけで町の監査委員が入らないという、これが正常な形でしょうかね。自分の金じゃない、公金なんですよ、公金、1億円。それに監査委員が入らないということは大きな問題だと思っています。

時間がないので、次に移ります。事業報告の提出は、毎年度条例どおり提出されているか。決算から30日以内に町長に提出することになっておりますが、提出された後の検証は誰がどのような形でされておりますかお伺いいたします。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 事業報告書の提出につきましては、毎年度条例に基づき提出されております。提出後の検証につきましては、まちづくり推進課の担当係長並びに担当課長で内容を見ております。

また、年2回行われております湯ららの監査並びに総会の場においても、私のほうで出席して

内容見さしていただいております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） これも選定委員会にかかわられた人は、みんな見るべきだと思いますよ。選定して、後のことは知ったこっちゃねえと。自分の腹は痛くもかゆくもねえちゃ、こういうことでは5年後の実績が、最初出した申請書とどう合っているんだと、人件費がふえておりゃへんか、無駄遣いがないか。やはり選定委員会はそれが責任じゃないですか、選ぶだけが選定委員会の役目じゃないというふうに私は思います。

次に、G S C、グリーンサービス・コスモスの管理下のときの菜っ葉屋、直売所、ここの売上高、収益は幾らだったでしょうか。

それから、湯ららに管理を移しました。現況はどうなってますか、菜っ葉屋の収益はどうなってますか、お尋ねをいたします。

○議長（後藤 和実） 産業振興課長。

○産業振興課長（押川 道彦君） お尋ねのありましたG S Cの管理下での直売所、菜っ葉屋の収支状況でございますが、完了しております最終年度の平成23年度の収支状況ですが、収入の主なものは農産物の受託販売手数料936万9,000円余。それから購入品の販売売り上げ、サンAジュース、それから宮崎農産等の漬物、ソフトクリーム等の購入費で441万6,000円（「収入だけでいいです、収入」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。収益合計が1,452万9,278円で、支出総額が1,266万6,286円で、差し引きますと余剰額は186万2,993円となっております。

以上です。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 菜っ葉屋のふるさと振興協会が受託してからでございますが、平成26年度につきましては菜っ葉屋部分としましては歳入が1,109万2,843円、歳出が1,059万3,318円の130万9,525円の益になっております。この益につきましては、先ほどの内部留保金955万8,000円というふうになってますが、ここの中の取り扱いということでなっております。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） これもグリーン・コスモスのときには町の収益につながってたんですよ。累積赤字からほかのもの、そして差し引いたやつがグリーン・コスモスの最終的には赤字だったですけども、赤字を圧迫する大きな要因になってたんですよ。湯ららに管理が移って、この収益はどこに行っているんですか。全くあらわれてこない、そういう状況です。

間抜けましたけれども、町長、最後にお尋ねします。委託費なしで湯ららが自立できる入館者数は、どれほどあれば余剰金が返るような状態になるんですか。その見込みはありますか、お尋ねをいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 具体的な数字を持ち合わせておりませんので、指数項目もありますし、逆に入湯客が何人おれば幾らというのも出せませんので、そういった意味では幾らという数字は今のところ持ち合わせていないというのが正直なところです。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 決して湯ららが——そういうことは申しません。一度、専門の経営分析を試みるべきじゃありませんか。そのお考えはないでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 経営分析をとということではありますが、そういった意味で、いつかの時点でそういった検討も必要かというのは思っております。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 質問事項が多すぎて満足にできませんでした。

ここで議長、湯ららに関する資料の提出を要求したいと思います。お取り計らいをお願いいたします。

提出をいただく資料については、最初指定管理の申請を出された、いわゆる5年前なんだろうかね、このときの施設の事業計画、2つ目が管理に係る収支計画書、3番目が当該団体の経営状況を説明する資料です。次は、26年度決算終了後に出されました利用料金の収入実績、管理業務の実施状況、そして管理経費の収支状況です。もう1つは、指定管理の公に係る施設の中の内規、内部規則というんでしょうか、この制度に関する内規。以上の書類の提出を求めます。よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○議長（後藤 和実） これは回答が要るんですか、議長の。

○議員（6番 堀田 廣幸君） お取り計らいをしていただけるようお願いをして、私の、時間になりましたので質問を終わります。

○議長（後藤 和実） 6番、堀田廣幸君の質問が終わりました。

○議長（後藤 和実） 次に、11番、12番の質問事項については、一問一答式により、1番、眞鍋博君の登壇質問を許します。（「休憩なしでやるんですか」と呼ぶ者あり）はい、やります。

○議員（1番 眞鍋 博君） よろしくお願ひいたします。私の質問なんですが、木城えほんの郷について質問をしたいと思ひます。

木城えほんの郷の26年度決算書と27年度収支予算書がここにございますが、施設と販売事業合わせて3,655万5,560円、予算がですね。それに対して決算が3,197万8,856円、約450万円も売上げが下がってますけど、予算と比べて。その原因はなぜでしょうか。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 主な減でございますが、えほんの郷の自主事業としまして絵本の販売をしておりますが、絵本の販売が近年少子化と申しましうか、絵本の販売の伸びゆきが落ちているという部分が主な原因かというふうに考えております。

○議長（後藤 和実） 眞鍋博君。

○議員（1番 眞鍋 博君） 売上げが450万円も減ってます、26年度ですね。それに対して27年度の人件費ですね、26年度が2,400万円弱。そして売上げが450万円減っているにもかかわらず、ことし27年度が2,600万円。これ人件費が減らないのはなぜですかね。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 収入が落ちているわけではございますが、えほんの郷の事業を運営する上で、ソフト事業が主な要因になりますが、それらを運営する上で人件費といいましうかスタッフの人材確保については必要不可欠でございます。それにつきましては、人件費が下がることはないというふうに判断しております。

○議長（後藤 和実） 眞鍋博君。

○議員（1番 眞鍋 博君） 経営というのが全くわかってないと思うんですよね。売上げが減ってるということは、やはりどっかに欠点があるんですよ。必ず経費を縮小しないといけないところがあります。人件費がずっとそのままちゅうのはこれ、町民が納得しないと思いますけど、そこはもう考えはないですか、人件費の減額というのは。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 人件費につきましては、木城町が決定するわけではございません。木城えほんの郷みどりのゆりかご協会の内規に沿って、人件費、賃金等は組まれるわけですので。

ただ、収益目的の施設ではないというふうに私は思いますが、木城えほんの郷がえほんの郷の目的を達成するため、そういった子供の情操教育とか、そういう目に見えない分野というのが多々あるかと思えます。そういう目の見えない成果、こういうところをやっていく上で、ただ単に収益だけを見て人件費を下げるといことはどうかというふうには考えております。

○議長（後藤 和実） 眞鍋博君。

○議員（1番 眞鍋 博君） 先ほど言われましたけど、木城えほんの郷みどりのゆりかご協会  
会議規則、これの第2条、「この会は、木城えほんの郷の絵本文化と自然を豊かに守り、育て、  
地域住民と都市の人々との交流の拡大を図り、町の振興と地域の活性化に寄与することを目的と  
します」と書いてます。これで、この協会の村長の方は木城の方と聞いたんですけど、当然自治  
体にも入って、木城町のあの石河内ですかね、地元の方と連携して町の振興と地域の活性化に図  
られているんでしょうか。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 村長個人で言うのではございませんが、えほんの郷も田  
植え、稲刈り、こういった子供を対象にした地元の方たちの協力を仰ぎながら行っている事業も  
あります。その点から考えますと、地元の方たちと協力し合いながらやってるのではないかと  
いうふうに判断しております。

○議長（後藤 和実） 眞鍋博君。

○議員（1番 眞鍋 博君） 質問は、村長さんは実際に入られてますかねということの質問な  
んですか。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 村長が何に入られる……

○議員（1番 眞鍋 博君） 地区、地区の。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 個人的なことでございますので、私のほうではわかりま  
せん。村長というあれにかかわらず、木城町全体としまして地区公民活動の勧誘については促進  
しているところでございますが。これは強制するというわけにはいかないと思いますが、また、  
その地区に入っていないという、それぞれの理由もあろうかと思っておりますので、私のほうからは、そ  
の点についての答弁は控えさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤 和実） 眞鍋博君。

○議員（1番 眞鍋 博君） 雇用の件に関してなんですけど、現在木城町民の方が働いている  
割合はどのぐらいでしょうか。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 現在みどりのゆりかご協会の従業員として10名の方が  
いらっしゃいますが、うち3名が町内の方となっております。

○議長（後藤 和実） 眞鍋博君。

○議員（1番 眞鍋 博君） 10名中3名ということで非常に少ないと。この会規則の中に職  
員を雇用する場合、第11条、「職員は村長が任命します」、この一言だけなんですよね。こう  
いったので、職員を雇用するのに当たって、町民を優先したりとか、そういう案件はこれに入っ



てないんですかね、この規則の中に。そしてまた、入れようとなぜしないんですかね。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 10名中3名が町内ということで申し上げましたが、確かに割合的には大変少ないと思います。職員の採用につきましては広く公募をしております。ハローワーク等を活用したり、オフトーク、コスモス通信等を活用して採用募集をかけております。本町からは協会に対しまして、できる限り地元を優先してとっていただくというふうな旨は伝えておりますが、町の方の応募がないとか、そういった状況もあります。また、なかなか本人の希望にそぐわず、やめられた方も過去にはいらっしやるということで、10名のうち3名という形になっておりますが。これからも引き続き採用の場合は、町民の方をできるだけ優先していただくように、私どものほうからも伝えていきたいと考えております。

○議長（後藤 和実） 眞鍋博君。

○議員（1番 眞鍋 博君） ぜひ、この指定管理制度をやられるのであれば、地元の方が最優先という形で雇用をしてもらいたいと思います。

借り入れの部分なんですけど、この高鍋信用金庫の400万円というのは何の事業ですか。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） えほんの郷が、自主事業でやっております絵本の販売、この絵本の仕入れ分でございます。前年度指定管理料が入る前と申しまししょうか、前年度に預託金ではないんですが、預託金というふうな表現はちょっとおかしいといいまじょうか、絵本の仕入れ分に対する金額でございます。

○議長（後藤 和実） 眞鍋博君。

○議員（1番 眞鍋 博君） 仕入れ分というのは、この委託料の中に入ってないんですかね。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 入っておりません。自主事業ですので、えほんの郷が自主的にやっておられる事業でございます。

○議長（後藤 和実） 眞鍋博君。

○議員（1番 眞鍋 博君） 委託料が毎年2,300万円ぐらいなんですけど、人件費等照らし合わせた場合、毎年2,400万円ぐらい委託料が人件費に使われている状況なんですけど、この委託料イコール人件費と思うんですけど、これが20年間でどれぐらい使われたんでしょうか。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 委託料の部分の20年間の額でよろしいでしょうか。

○議員（1番 眞鍋 博君） はい。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 20年間で、約3億7,700万円でございます。

○議長（後藤 和実） 眞鍋博君。

○議員（1番 眞鍋 博君） 20年間にわたりえほんの郷の木城の町民の雇用の少ない中、村長さんも自治体にも入れずにやってきた給料を、私たちの大事な税金が支払われてきたんだなと思うと、ちょっとびっくりしますけど。

この件に関しては、私は26年度、27年度しか決算書、予算書はちょっと見てませんので、地方自治法100条、百条委員会などを設置して、また地方自治法の242条、住民が監査請求制度できる制度、これを行う方向なんかを監査委員の人たちか、また議会の方たちと十分調査して調べる必要があるんじゃないかなと思いますので、そのときはよろしく願いいたします。

続きまして、指定管理者制度についてなんですけど、皆さん指定管理者制度というのは、なかなか履き違える部分があると思うんですけど、何のために指定管理者制度を行うかというようなんですけど、まず地方自治法の第1条の2、住民の福祉の増進ですね。地方自治法第1条の2、「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」というのが大前提ですね。この住民の福祉の増進、これはすなわち木城町民が幸せになってからこそ生きる施設、そういったのを地方公共団体は公の施設として建てることができます。

大前提は、本当に木城町の住民が幸せであるかどうかを、まず大前提です。そこに公の施設をつくることができます。その公の施設に対して、地方自治法の244条第3項「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときは、指定管理者制度を行うことができる」と、これがもう大前提なんですけど。

このえほんの郷の実態と、えほんの郷の町民の利用率、それを考えたときに、これが当てはまるのかなということがちょっと不思議に思うんですけど、町長、そこら辺はどうでしょうかね。ここのえほんの郷というのは、指定管理者制度に適してますかね、適してないでしょうか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 指定管理者がどうのこうのというご意見でありますけど、公の施設、行政がいわゆる先ほどから出てますように、住民の福祉を目的と思って、その利用に寄与する施設をつくったと。本来ならば、それは直営でなければならぬわけではありますが、ただ、平成15年の4月に地方自治法の一部改正がなされて、今おっしゃたような部分で、いわゆる直営の部分あるいは民間業者でありますとか、そういった団体、事業者指定管理、委託じゃありませんが指定管理として運営をなされることができるようになったということでありまして、それぞれそれは全国一律に法改正がなされて、一律にそういった指示といたしまししょうか、きたところでありまして。

ですから、先ほどからいろいろ議論が出ておりますけれども、東京ではそれが合致する場合がありますが、木城町ではそれがちょっと無理かなという部分もありますが、しかし法にはちゃんと従って事務事業、そういうものをしていかなくちやいけないことで、一部私たちがじくじたるものもありますけれども、そういった手続を踏みながらやってるということでもあります。

ですから、あくまでも指定管理者がそぐわないというのが出てくれば、また戻して直営でしなくちやいけない。ただしそのときに直営でした場合に、しっかりとした今まで例えばえほんの郷であっても湯ららであっても、その目的が果たせるのかなと、そういったノウハウ、それから専門的な知識をどうかなという部分もありますので、そこらあたりはよく考えていきたいと、そういうふうな思いを持っています。

以上です。

○議長（後藤 和実） 眞鍋博君。

○議員（1番 眞鍋 博君） なかなか指定管理制度になじまない施設ということで、学校とか、これは学校教育法がありますし、公共上下水道、水道法とか下水道法がありますので、そこら辺は指定管理にそぐわないと。えほんの郷の経営実態、経営というか目標見ると、やはり読み聞かせ、芸術、文化、そういったのはやっぱり学校法に近い流れじゃないのかなと私は思っていますので、町が直営でやるなり、指定管理をするなりは、また再検討をしてもらおうとありがたいと思います。

それから、今度28年の3月に契約の更新を迎えるんですけど、このまま指定管理者制度で行うのか直営にするのか、それとも減額をして経営体質を図るのか、そういったのは先ほど答えられてもらったんですけど、この3つの質問からこういった方向に進んでいくのか町長にお願いいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 先ほどからいろいろ議論が出ておりますが、どんな形にしろ、どんな場合でも公金を投入をしている以上は、しっかりと私たちにとりましては事業採算性を厳格にやっぱり検討すべきだと思っておりますし、またある面では費用対効果も考えなくちやいけない。しかし、逆にマイナスでもしなくちやいけない部分が公共サービスの部分でありますので、そこらあたりも総合的に判断をさせていただきたいと思います。しかし、公金を投入している以上は、しっかりと指導監督の責任もあると思っておりますので、今後もいろいろな問題点、ご指摘を受けた部分につきましては、指導、助言、監督等を今後もしてまいりたいと思っております。

○議長（後藤 和実） 眞鍋博君。

○議員（1番 眞鍋 博君） それでは、ぜひ前向きな検討をお願いいたします。

最後になりますが、もう一度、この地方自治法第1条の2、「地方公共団体は住民の福祉の増

進」ですね。やはり木城町民があつてからこそ、この指定管理も成り立つというのをどの10ぐらい施設がありますけど、県外の方、町外の方、利用されて大変いいでしょう、それはもう十分わかります。ですが、根本的に考えるのは、木城町民の方がその施設で働いて幸せを得るのか。もしくは木城町民が利用して幸せを得るのか、そこをしっかりとわきまえておかないと、この指定管理者制度というのはなかなかうまくいかないと思いますので、よろしく願いいたします。

先ほどから言いますけど、堀田議員さんも一緒なんですけど、決して、この木城えほんの郷をなくそうとか、そういった考えは全くありません。私も木城えほんの郷の関係の人から電話がありまして、「眞鍋議員、えほんの郷を潰すんですか」、いや、違いますよ。私も堀田議員と一緒に、自分の名刺にもしっかりえほんの郷の写真も入れてPRをしています。ただ、えほんの郷をしっかりと経営のやり直しをして、しっかりと目的に沿った、この地域の住民の福祉の増進ということを目標にして、執行部の方たちと頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（後藤 和実） 1番、眞鍋博君の質問が終わりました。

○議長（後藤 和実） 次に、13番の質問事項については、一問一答式により、9番、山田秋吉君の登壇質問を許します。山田秋吉君。

○議員（9番 山田 秋吉君） 最後になりましたけど、もう時間も過ぎましたので、早く済ませたいと思いますが。

災害対策とライフラインの整備について、町長にお伺いをいたします。全国的に近年災害が多く、今まで災害がなかったところでも起こっています。我が町も考えたときに、高城橋を水道または下水管が通っているわけですけど。災害で、もし高城橋が流れるというようなことになると、大字椎木地区の水道が比木のほうに通ってるそうなので、完全にゼロにはならないけど、水圧の低下なり供給不足になる可能性が十分あると思いますが。

高鍋町も川を挟んで、持田のほうと町のほうと水源地を2つつくっております。これも近年ですけど、つくったのは。やっぱり私が議員になった当時だと思うんですけど、第2水源地をつくらうということで調査をされた経緯があると思うんですけど、今定住促進事業で、町長言われたように椎木地区がかなり人口ふえております。やっぱりもし災害起きたときに、高城橋が壊れれば比木橋も危ないというふうに私は思うわけですけど。一時的でも、そこ辺の救急の場が持てるように、やっぱり第2水源地をつくる必要があるんじゃないかと思われるんですが、町長はどういうふうにお考えですか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 第2水源というお尋ねであります。水道は申すまでもなく、日常生活でありますとか社会活動に、大変必要不可欠なインフラの一つとっておきまして、それが地震でありますとか渇水、水質事故、それから大規模災害が起こったとき、そういった不測の事態に備えて、ライフラインの確保というのは必要なことだろうとっておきまして、これにつきましては山田議員と同じような考えを持っております。そういった意味では第2の水源は、やっぱり確保すべきだなというのが一つあります。

それから、もう1点は、前田口町長からの引き継ぎ事項が7つほどありまして、その1つが、この水道の第2水源の問題であります。そういったことでは、安定した給水を不測の事態に備えてするという観点から、私としましては任期中に引き継ぎ事項もありますので、今後検討して何らかのめどをつけて前に進みたいとっておきます。

それから、もう1つお尋ねがありました調査結果も踏まえて技術的な面は、私のほうではちょっとわかりかねますので、これにつきましては担当課長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） 第2水源につきましては、平成13年度に水源調査を実施しておりまして、場所につきましては比木地区の小丸川沿いで、水量、水質ともに十分でありました。送水管、配水池、急速ろ過装置、配水管などという事業内容で、当時の概算事業費約5億円でございました。当時の財政状況、それから水道料金との兼ね合い、施設設置後の維持管理面から、計画を断念されておるようでございます。調査結果については以上であります。

○議長（後藤 和実） 山田秋吉君。

○議員（9番 山田 秋吉君） 課長のほうに聞こうと思ってたんですけど、今説明がありましたとおり、その当時5億円ということですけど、課長の説明聞くと高城橋が150ミリ、比木橋が100ミリということですので、どちらの橋が流れても水量不足になってくるんじゃないかなという、前から懸念をしておったわけですけど。

これが今滅菌とかそういう浄化装置をつけると、そのぐらにかかるんだろうと思うんですけど、私も素人で申しわけないんですけど、タンク方式でタンクだけをあっちのほうに構えて、常時それを循環しながら使っていくと。非常時の場合、もし切れた場合はタンク内の水で、2、3日は確保するというような方法はできないのかどうか、一つ担当課のほうで十分そこ辺の。今、町長も言われたとおり、今後調査をしていくということで、前の調査結果もありますので、そこへんの予算措置も十分考えていただければありがたいかなと思うんですが。

それから、先日、西米良のほうで議長会で、郡内県議の話し合いがあったんですけど、そのときも私は高城橋の架け替えについては要望を出しました。これはもう以前から陳情してきておる

んですけど、なかなかやってもらえないと。まして、そこにライフラインが通ってるということで、これは早急にやっぱり実現してもらわんにやいかんというふうに考えておるんですけど。

今町長が話したとおり、今後十分検討してやるということですので、早急にこれは実現をしなくちゃいけないだろうというふうに思いますが、町長、ある程度の見通しやお考えあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 第2水源等につきましては、先ほど言いましたように、任期中に何らかのめどをつけたいというのが1点あります。

それから、先ほどおっしゃいました高城橋の架け替えの問題であります。先ほどある議員から住宅建設のこともありましたが、そのうちの一つの原因が、お話を聞きますと、やっぱり高城橋が怖いと、通勤、通学に不都合だと、不都合をきたしてるといような声も聞いておりますので、そういった意味でも、あと木城町で私が考えるときには、インフラ整備の大きな一つが高城橋の架け替えかなと思いますので、それについてはしっかりと陳情、要望をしながら、早期に老朽化もしてますし、そういった水道管のライフラインも通っておりますので、そういった意味では高城橋の架け替えの推進を今後、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

○議長（後藤 和実） 山田秋吉君。

○議員（9番 山田 秋吉君） 今、町長が言われたとおりです。私も議員になってからずっと陳情、毎年のように町長を中心としてやってきたんですけど、いまだに架け替えがないと。近年ライフラインがあつた橋を通ってるというので非常に心配をしているわけですけど、国、県への陳情については、これ議会も一緒になって、町長ともどもに陳情をしてやっぱりこれも早急に、架け替えできるような方向にぜひ持っていきたいというふうに思っていますので、議長のほうにもその旨をお願いをしておきたいと思っております。ちょっと我々ともどもと、この問題について積極的にやりたいと思っております。

水源地については、町長ひとつ、任期中に何とかしたいということですので、それを期待して、私の質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。（発言する者あり）

○議長（後藤 和実） 代表監査委員。

○監査委員（桑原 正憲君） 済みません、途中で。先ほど堀田議員の回答で、急に言われたものですから、私の思っていることをちょっと言わしていただきたいと思っております。

湯ららに関しては、毎年聞き取りを行っております。前の経営者から替わられて、食堂の充実とかいろんな形のお客さんのふえ方も聞いております。牛田社長の今までの実績、民間でのご活躍を考えますと、湯ららに関しては今後は非常に大きな期待があると私は思っております。これは先ほどとまた違った考えでありますけど、堀田議員の質問に対して、監査の役割を少しは果た

しているんじゃないかと思っております。

済みません、以上です。

○議長（後藤 和実） 9番、山田秋吉君の質問が終わりました。これで一般質問を終わります。

---

## 日程第2. 散会

○議長（後藤 和実） 日程第2、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。あす8日から10日まで委員会審査となります。

本日はこれで散会といたします。

議会傍聴にご来場いただきました皆様一言お礼を申し上げます。本日は早朝よりたくさんの方々に熱心に傍聴いただきましたことを心より感謝申し上げます。

これからも議員一同、皆様のご期待に応えられるよう議会活動を進めてまいりますので、ご理解とご支援をお願い申し上げます。本日はまことにありがとうございました。

議員の方は控室にお願いいたします。

○事務局長（渕上 達也君） 皆様ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午後0時35分散会

---